

第21章 交通規制に関する計画

近畿地方整備局
府警察本部
第八管区海上保安本部
府農林水産部
府建設交通部
府港湾局
西日本高速道路株式会社
京都府道路公社

第1節 計画の方針

災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、広報及び渋滞対策についてその要領を定める。

第2節 交通規制対策

第1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- (2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両（法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。
高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。
- (3) 公安委員会は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。
- (4) 警察及び道路管理者は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。
- (5) 法第76条の3の規定により、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。
- (6) 警察は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者若しくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。
- (7) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り(5)の規定を準用することができる。

この場合において、管轄警察署長にこの旨を通知しなければならない。

- (8) 警察は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業協会の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
- (9) 警察及び道路管理者は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

2 府建設交通部及び府港湾局

- (1) 災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路のうち、道路法上の道路については土木事務所長が、港湾法上の道路については港湾局長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、それぞれがただちに災害対策本部道路班（道路管理課）及び港湾班（港湾局）並びに災害対策本部に報告する。
- (2) 災害時に、土木事務所長及び港湾局長は、それぞれが管理する道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

3 府農林水産部

災害時に、水産事務所長は、知事管理道路（府管理漁港に係るものに限る。）に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

4 第八管区海上保安本部

- (1) 災害により水路の損壊、沈没等のため船舶の航行に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止を行う。
- (2) 湾内における危険物等積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取り止め等事故防止に必要な指導を行う。

5 西日本高速道路株式会社

災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、西日本高速道路株式会社関西支社はその状況に応じて通行規制を行う。

6 京都府道路公社

災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府から管理業務の委託を受けている京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。

第2 交通処理

1 交通量の多い場合

- (1) 規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。
- (2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (3) 道路の中央付近に放置された車両については、手段をつくして道路の左側へ寄せる。
- (4) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。
- (5) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をする。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオによる交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。
- (9) 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2 交通量の少ない場合

規制の方法は、前記の「1 交通量の多い場合」に準じて行いが、これ以外に以下の事項に留意する。

- (1) 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- (2) 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。
- (3) 自動車を用いて避難することが予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

第3節 標示及び航路標識の設置

第1 府警察本部の対策

- 1 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。
- 2 う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。
- 3 「緊急通行車両以外の車両通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

第2 第八管区海上保安本部

航路標識が破損又は流失した場合は、すみやかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4節 交通情報の収集及び提供

第1 府警察本部の対策

1 交通情報の収集

災害の発生に伴う交通障害が発生したときは、直ちに、次の諸計画に基づいて迅速かつ的確な交通実態の把握に努める。

- (1) 交通障害発生箇所へ交通班員を派遣し、現場視察を行うこと。
- (2) 交通管制センターにおいては、現地警察署又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。
- (3) 府下各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとられた対策並びに道路の復旧工事の見通しについて報告させること。
- (4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道・高速道路自動車道等の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。
- (5) 収集した情報は、つねに明確に把握できるように整理しておくこと。

2 交通情報の部外広報

交通情報の部外広報については、次の要領により、交通規制の実施状況及び解除の見通し・う回路・交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

- (1) ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送（映）を依頼する。
- (2) 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう要請する。
- (3) 府交通安全協会、同バス協会、同トラック協会、同乗用自動車協会、同家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。
- (4) 広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。
- (5) 府民からの交通情報の照会に対しては、直接応答、又は電話応答装置（テレガイド）などにより適切に回答する。
- (6) 沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第2 府建設交通部の対策

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等からの情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路管理課）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統を「道路・交通の災害情報等の伝達系統」に示す。ただし、各種災害協定等において個別に定めのあるときは、その定めによる。

第3 第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

第5節 道路通行規制要領

各道路管理者は、下表の規制基準に基づき、関係機関と連携して、異常気象時（豪雨及び暴風）等における的確な道路通行規制の実施に努める。

加えて、道路利用者が道路通行規制を早期に把握できるよう、異常気象時の道路通行規制の事前情報等を提供する。

また、高速道路における道路通行規制について、道路管理者は警察と道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行い、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報提供の充実に努める。

なお、府は、災害対策上必要と判断した場合、高速道路管理者との協定等に基づき、通行規制区間における緊急車両の通行を要請する。

以下に、豪雨・暴風時等における道路通行規制の基準・態勢を示す。

第6節 渋滞対策

第1 近畿地方整備局

近畿地方整備局は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、必要に応じて京都府災害時渋滞対策協議会を設置するとともに、関係者の参加を要請することができる。

第2 府建設交通部

府建設交通部は、自ら必要と認めた時又は市町村から要請があった時は、近畿地方整備局に京都府災害時渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

第3 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

京都府災害時渋滞対策協議会において、協議、調整を行った施策の実施に当たり、検討会の構成員は相互協力を行う。

※ 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

- ・ 関係道路管理者
- ・ 府警察本部
- ・ 道路利用者団体

西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

1) 降 雨

道路名		規制内容	規 制 基 準	
			地 震	降 雨
名神高速道路				
竜王 ～京都東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 250mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨	
	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 150mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 280mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 200mm に達した後、50mm/h の降雨	
新名神高速道路				
八幡京田辺 ～城陽	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
舞鶴若狭自動車道				
三田西 ～福知山	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨	
福知山 ～綾部	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 150mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨	
綾部 ～舞鶴東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨	
舞鶴東 ～大飯高浜	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨	
京都縦貫自動車道				
大山崎 JCT ～長岡京	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
長岡京 ～沓掛	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、45mm/h の降雨	
沓掛IC	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 150mm に達した後、35mm/h の降雨	
沓掛 ～千代川	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、50mm/h の降雨	
千代川 ～丹波	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 120mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 260mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 160mm に達した後、40mm/h の降雨	
丹波 ～京丹波わち	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 60mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 130mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 90mm に達した後、30mm/h の降雨	
京丹波わち ～舞鶴大江	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 45mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 165mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 85mm に達した後、40mm/h の降雨	
舞鶴大江 ～宮津天橋立	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●	

		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 180mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 100mm に達した後、50mm/h の降雨
京奈和自動車道（京奈道路）				
	城陽 ～田辺北	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
	田辺北 ～木津	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 90mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 140mm に達した後、45mm/h の降雨
京滋バイパス				
	瀬田東 ～宇治西	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上
		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 240mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨
	宇治西 ～大山崎 JCT	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
第二京阪道路				
	鴨川東 ～八幡東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
	八幡東 ～交野東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
		通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし

※令和 5 年 8 月 17 日時点

※規制基準は適宜見直しを行う場合がある。

2) 強 風

速度規制協議基準	通行止め基準
10 分間平均風速 15m/s 以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行に支障がある場合。 但し、関西国際空港連絡橋については、10 分間平均風速 10m/s 以上で 60km 規制・15m/s 以上で 40km 規制	10 分間平均風速 20m/s 以上で、必要と認められる場合。又は、強風に起因する飛散物等により車両の通行が困難な場合 但し、関西国際空港連絡橋については、10 分間平均風速 15m/s 以上で必要と認められた時に二輪車

※ 但し、速度規制及び通行止めの最終判断は、交通管理者との協議によるものとする。

山陰近畿自動車道防災業務要領

交通規制基準

区 分	通 行 規 制				通 行 止 め				
	地 震	連 続 降雨量 (mm)	強 風	そ の 他	地 震	降 雨 量 (mm)		強 風	そ の 他
						連続降雨量	時間降雨量		
山陰近畿自動車道(宮津天橋立IC～京丹後大宮IC)	計測震度 4.0以上 5.0未満	70 又は 時間雨量 20	平均風速15m/s以上で、走行障害の恐れが認められる場合	・VI値30%以下は50km/h速度規制協議	計測震度 5.0以上	160 (110) 【110】	(40)	平均風速20m/s以上で、交通事故発生の危険性が認められる場合、又は、道路及びその他付属施設に重度の危険が認められる場合	・VI値10%以下は通行止め協議
※ 地震における計測箇所と規制箇所は別表2-1のとおりとする。									

※ () 雨量は組合せ雨量(連続降雨量と時間雨量)

組合せ雨量の連続雨量(110mm)時間雨量(40mm)とは、連続雨量が70mmに達した後、時間雨量40mmの降雨があり、連続降雨量が110mmに達した状態をいう。

※ 【 】雨量は基準値を超える降雨があった場合、連続雨量がいったんゼロになった後(6時間連続2mm/hr以下)であっても24時間以内にふたたび降雨が開始したときは、先行雨量の影響を考慮して、通常の基準値より低い基準値を設定したもの。(第二基準の設定)

※連続降雨量

①降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。

②雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

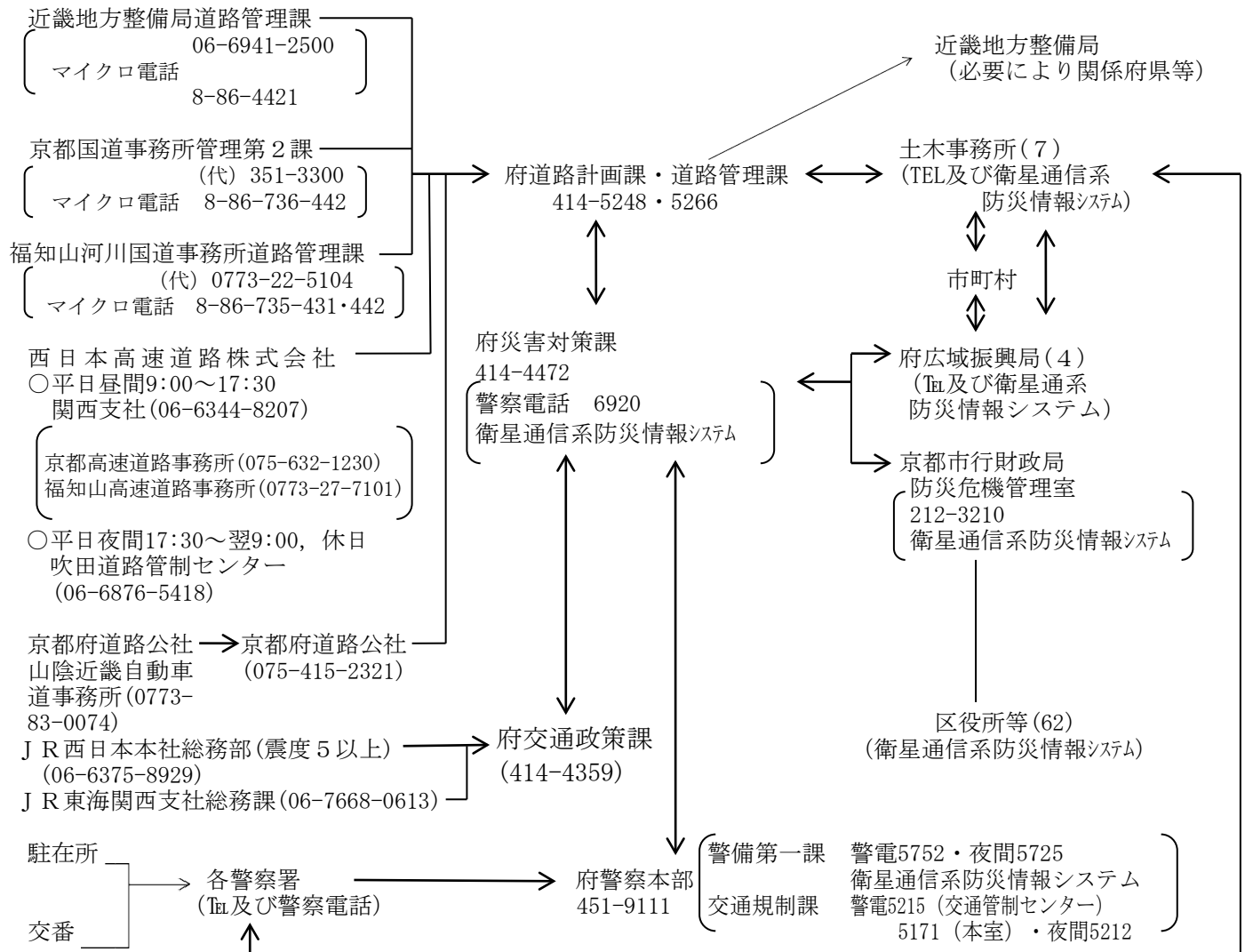
なお、途中時間雨量2mm以下の状態が6時間以上継続した場合は、連続雨量としない。

※降雨量による点検、交通規制基準

	時間雨量(mm)	日雨量(mm)	連続降雨量(mm)
異常時パトロール	20	70	100
通行規制	20		70
通行止め	(40)		160(110)

() 雨量は組み合わせ雨量(連続降雨量と時間雨量)

道路・交通の災害情報等の伝達系統



注：災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

豪雨時における道路通行規制の基準・態勢

(1) 異常気象時道路通行規制の態勢(京都府)

規制区分	規 制 基 準	規 制 に 対 す る 態 勢
通 行 注 意 (予備規制)	連続雨量が(別表-1)の降雨量になった場合。	当該土木事務所長は通行注意の提示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通 行 止 (交通規制)	1 連続雨量が(別表-1)の降雨量になった場合 2 1項の降雨量に達しないが、明らかに崩落の徴候がみられたとき。	1 交通規制(通行止)を行う。 2 通行止の提示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 3 災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置を講ずる。
解 除	注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨の恐れがなく、巡回により土木事務所長が通行の安全を確認したとき。	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす。

(2) 道路冠水による道路通行規制の態勢(京都府)

規制区分	規 制 基 準	規 制 に 対 す る 態 勢
通行注意	河川の出水等により道路冠水が予測される場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する
通行止	河川の出水等により道路の路面冠水が始まった場合、又はその危険性が極めて高い場合 1 現地確認により判断 2 現地確認が困難な場合は、河川水位等から判断 (洪水警報等の河川情報に十分注意する)	冠水等が始まった区間及び関連する区間において次のとおり実施する 1 通行止めを行う 2 通行止めの掲示を行う 3 住民・ドライバーへの情報提供を行う
解除	巡回により土木事務所が通行の安全を確認した場合	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止めの掲示をはずす

別表－1

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別			一 般 国 道			京 都 府 (1 / 5)												
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所										
						通 行 注 意	通 行 止											
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量											
2	1 6 2 号	南 丹	南丹市美山町深見 ～京都市境（深見峠）	1.5	1,262	100	150	上弓削テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 佐々江下中 (府) 園部平屋	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	交通観測点 10900 遮断装置 1箇所		
3	1 6 2 号	南 丹	南丹市美山町盛郷 ～福井県境（堀越峠）	4.0	750	100	150	盛郷テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 綾部宮島 (国) 2 7 号	A-1 B-1 C-1	0	0	0.0	S45	10930 遮断装置 1箇所		
4	1 6 3 号	山城南	木津川市山城町上狛 ～加茂町西	1.9	13,695	100	150	木津テレメーター(河) (山城南土木事務所) 恭仁大橋テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 天理加茂木津 (府) 奈良加茂	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	10980 遮断装置 2箇所		
5	1 6 3 号	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置	5.9	10,492	100	150	恭仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	11030 遮断装置 2箇所		
7	1 7 8 号	丹 後	宮津市由良 ～栗田（奈具海岸）	3.1	7,042	150	200	西神崎テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 舞鶴宮津	B-4	0	0	0.0	S56	11330 遮断装置 2箇所		
8	1 7 8 号	丹 後	宮津市里波見 ～宮津市長江	2.6	3,244	120	170	日出テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 中波見里波見 (府) 下世屋本庄 (府) 奥波見岩ヶ鼻	A-1 B-2	0	0	0.0	S56	11400 遮断装置 2箇所		
9	1 7 8 号	丹 後	与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹後町袖志	7.0	2,439	100	150	伊根テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	A-1 B-2	0	0	0.0	S45	11460 遮断装置 2箇所		
11	3 1 2 号	丹 後	京丹後市久美浜町坂井 ～栃谷（岩手峠）	2.5	7,662	120	170	久美浜テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 8 号 (府) 網野峰山 (国) 4 8 2 号	B-3	0	0	0.0	S45	11670 遮断装置 2箇所		
12-1	3 1 2 号	丹 後	宮津市宇喜多 (宮津与謝道路) ～宮津市宇須津	6.4	6,038	20 70	40 160	宮津天橋立IC(道) 与謝天橋立IC(道)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 綾部大江宮津 (国) 1 7 6 号	B-3	0	0	0.0	H22	11680 遮断装置 2箇所		
12-2	3 1 2 号	丹 後	宮津市宇須津 (野田川大宮道路) ～京丹後市大宮町森本	4.3		20 70	40 160	与謝天橋立IC(道) 水戸谷気象観測装置(道)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 3 1 2 号	B-4	0	0	0.0	H29	遮断装置 1箇所		
13	4 2 3 号	南 丹	亀岡市西別院町 ～曾我部町（法貴峠）	3.0	3,660	120	150	亀岡テレメーター(河) (旧亀岡土木事務所)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 茨木亀岡 (府) 柚原向日 (府) 東掛小林	A-2 B-2	0	0	0.0	S45	11780 遮断装置 2箇所		

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。

連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

京 都 府 (2 / 5)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所								
						通 行 注 意	通 行 止									
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量									
15	4 7 7 号	南 丹	亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越畑	4.0	409	80	120	神吉テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 9 号, 1 6 2 号 (府) 園部平屋 (府) 佐々江下中	B-2	0	0	0.0	S45	11880 遮断装置 2 箇所
16	4 7 7 号	南 丹	南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠)	2.8	540	100	150	神吉テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	な し	B-1	0	0	0.0	S52	11860 遮断装置 1 箇所
国 道 計			1 3 区間	49.0							A-8 B-28 C-1	0	0	0.0		遮断装置 2 2 箇所

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－1

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別 主 要 地 方 道													京 都 府（ 3 / 5 ）				
図面 対照 番号	路 線 名	担 当 事 務 所 名	規 制 区 間		交 通 量 台／日	規 制 基 準			危 険 内 容	迂 回 路	道 路 情 報 版	道 路 モ ニ タ ー	前 年 度		指 定 年 度	備 考 道 路 交 通 遮 断 装 置	
			自 郡 市 町 村 字 至 郡 市 町 村 字	延 長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気 象 等 観 測 所									
						通 行 注 意	通 行 止										
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量										
18	(2 号) 宮 津 養 父 線	丹 後	与謝郡与謝野町岩屋 ～兵庫県境（岩屋峠）	1.5	2,391		80	120	滝テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 加悦但東	B-2	0	1	8.0	S45	交通観測点 40130 遮断装置 2箇所
19	(3 号) 大 津 南 郷 宇 治 線	山城北	宇治市槇島町六石山 ～滋賀県境	9.4	1,904		80	120	宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 24号 (国) 307号 (府) 宇治田原大石東	A-1 B-1	0	1	5.3	S45	40150 遮断装置 1箇所
20	(4 号) 笠 置 山 添 線	山城南	相楽郡笠置町南笠置 ～奈良県境	2.0	690		100	150	笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 奈良笠置 (国) 369号	B-2	0	0	0.0	S49	40180 遮断装置 2箇所
21	(5 号) 木 津 信 楽 線	山城南	相楽郡和束町原山 ～滋賀県境	12.0	1,715		100	150	湯船テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	B-2	0	0	0.0	S45	40200 遮断装置 2箇所
22	(5 号) 木 津 信 楽 線	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和束町長井	3.5	5,860		100	150	恭仁大橋テレメーター(河) 三上山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 宇治木屋	B-2	0	0	0.0	S49	40190 遮断装置 2箇所
23	(9 号) 綾 部 大 江 宮 津 線	中丹西	福知山市大江町毛原 ～宮津市岩戸（普甲峠）	9.2	2,050		100	150	大江山テレメーター(河) 岩戸テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 176号 (国) 175号 (国) 178号	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	40380 遮断装置 2箇所
24	(1 1 号) 香 美 久 美 浜 線	丹 後	京丹後市久美浜町須地 ～兵庫県境（三原峠）	1.5	2,340		100	150	久美浜テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 178号	B-1	0	0	0.0	S45	40510 遮断装置 1箇所
25	(5 9 号) 市 島 和 知 線	南 丹	船井郡京丹波町角 ～才原	2.4	109		100	150	和知川橋テレメーター(河)	落 石	(国) 27号	A-2 B-1	0	0	0.0	H6	41750 遮断装置 2箇所
26	(1 9 号) 園 部 平 屋 線	南 丹	南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	7,831		100	150	殿田テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 9号 (府) 日吉京丹波	A-2	0	0	0.0	S45	40710 遮断装置 2箇所
27	(2 1 号) 舞 鶴 野 原 港 高 浜 線	中丹東	舞鶴市小橋～野原	3.5	897		100	120	空山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 田井中田 (市) 野原大山	B-3 C-4	0	0	0.0	S45	40790 遮断装置 2箇所
28	(3 8 号) 京 都 広 河 原 美 山 線	南 丹	南丹市美山町田歌 ～京都市境（佐々里峠）	15.3	41		80	150	佐々里テレメーター(河) 田歌テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 162号 (国) 477号	B-2 C-1	0	0	0.0	S49	41220 遮断装置 1箇所
30	(5 1 号) 舞 鶴 和 知 線	南 丹	船井郡京丹波町下栗野 ～下乙見	2.0	927		130	150	細谷テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	な し	B-2	0	0	0.0	S45	41470 遮断装置 2箇所
31	(5 1 号) 舞 鶴 和 知 線	中丹東	舞鶴市行永 ～綾部市水梨（菅坂峠）	7.1	911		140	170	舞鶴テレメーター(河) (旧舞鶴土木事務所) 八津合テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 27号 (府) 小浜綾部	A-1 B-4 C-1	0	0	0.0	S49	41440 遮断装置 3箇所

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。

連続降雨量……４時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別 主 要 地 方 道											京 都 府 (4 / 5)						
図面 対照 番号	路 線 名	担 当 事 務 所 名	規 制 区 間		交 通 量 台／日	規 制 基 準			危 険 内 容	迂 回 路	道 路 情 報 版	道 路 モ ニ タ ー	前 年 度		指 定 年 度	備 考 道 路 交 通 遮 断 装 置	
			自 郡 市 町 村 字 至 郡 市 町 村 字	延 長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気 象 等 観 測 所									
						通 行 注 意	通 行 止										
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量										
33	(6 2 号) 宇 治 木 屋 線	山 城 北	綴喜郡宇治田原町郷ノ口 ～高尾 (宵待橋)	2.3	6,040			宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 3 0 7 号 (国) 2 4 号	A-3 B-2	0	1	5.3	S45	交通観測点 41760 遮断装置 1箇所	
34	(6 2 号) 宇 治 木 屋 線	山 城 南	相楽郡和束町木屋 ～杣田 (木屋峠)	2.0	1,137			恭仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 木津信楽	B-2	0	0	0.0	S49	遮断装置 2箇所	
35	(6 3 号) 山 東 大 江 線	中 丹 西	福知山市大江町天田内 ～福知山市天座	6.3	64			大雲橋テレメーター(河) 下野条テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 1 7 5 号 (国) 1 7 6 号	A-1 B-2	0	1	1.5	S56	41850 遮断装置 2箇所	
36	(6 5 号) 生 駒 井 手 線	山 城 北	京田辺市打田	0.3	1,226			高船テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 生駒精華	B-2	0	0	0.0	S49	41900 遮断装置 2箇所	
37	(7 5 号) 浜 丹 後 線	丹 後	京丹後市弥栄町中山 ～中津	1.8	774			小田テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-1	0	0	0.0	S49	42350 遮断装置 1箇所	
38	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓	長岡京市奥海印寺 ～大阪府境	4.0	2,277			乙訓テレメーター(河) (乙訓土木事務所) 正法寺テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 1 号	B-3	0	0	0.0	S45	42500 遮断装置 2箇所	
39	(8 2 号) 上 野 南 山 城 線	山 城 南	相楽郡南山城村南大河原 ～高尾	11.0	222			北大河原テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 月ヶ瀬今山	B-2	0	0	0.0	S45	42600 遮断装置 2箇所	
47	(8 0 号) 日 吉 京 丹 波 線	南 丹	船井郡京丹波町長野 ～藤ヶ瀬	3.3	556			下山テレメーター(国)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 2 7 号	なし	0	1	19.5	S44	10890 遮断装置 2箇所	
主 要 地 方 道 計			2 1 区 間	103.4							A-11 B-38 C-6	0	5	39.6		遮断装置 3 8 箇所	

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。

連続降雨量…… 4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和５年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一 般 県 道 (一般都道、一般道道、一般府道)

京 都 府 (5 / 5)

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置		
			自 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所										
						通 行 注 意	通 行 止											
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量											
40	(3 2 1 号) 和 束 井 手 線	山城北	綴喜郡井手町上井手 ～田村新田	3.0	544		80	120	井手テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落		な し	B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 60650 遮断装置 2箇所
42	(1 0 9 号) 福 知 山 山 南 線	中丹西	福知山市奥榎原 ～兵庫県境(穴裏峠)	3.0	1,715		100	150	上豊富テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落		(国) 4 2 9 号	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	60020 遮断装置 1箇所
43	(5 6 1 号) 田 井 中 田 線	中丹東	舞鶴市田井～枋尾 (大山峠)	8.0	1,313		120	150	空山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊		(府) 舞鶴野原港高浜 (市) 野原大山	B-2 C-2	0	0	0.0	S52	61690 遮断装置 2箇所
44	(6 5 1 号) 大 宮 岩 滝 線	丹 後	与謝郡与謝野町大内 (大内峠)	2.7	797		80	120	堂谷橋テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落		(国) 1 7 6 号 (国) 3 1 2 号 (府) 網野岩滝	B-2	0	0	0.0	S49	62140 遮断装置 2箇所
45	(6 5 4 号) 井 辺 平 線	丹 後	京丹後市弥栄町黒部 ～中山	3.0	544		100	150	小田テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落		(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-1	0	0	0.0	S49	62220 遮断装置 1箇所
46	(6 5 4 号) 井 辺 平 線	丹 後	京丹後市弥栄町田中 ～川久保	2.8	601		80	120	小田テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落		(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-2 C-2	0	0	0.0	S49	62230 遮断装置 2箇所
一 般 府 道 計			6 区 間	22.5									A-1 B-10 C-4	0	0	0.0		遮断装置 1 0 箇所
都 道 府 県 道 合 計			2 7 区 間	125.9									A-12 B-48 C-10	0	5	39.6		遮断装置 4 8 箇所

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。

連続降雨量…… 4 時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

京 都 府 (1 / 3)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)							回数	延時間		
1-1	1 7 5 号	中 丹 西	福知山市牧 福知山市大江町上野	6.7	13,572	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4	0	0	0.0	H 1 7	11150 遮断装置 3箇所
1-2	1 7 5 号	中 丹 西 中 丹 東	福知山市大江町上野 舞鶴市八田	14.9	4,749	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4 C-2	2	0	0.0	H 1 7	11180 遮断装置 9箇所
1-3	1 7 5 号	中 丹 東	舞鶴市八田 舞鶴市上福井	1.7	16,136	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	0	0	0.0	H 1 7	11200 遮断装置 1箇所
11	1 7 6 号	丹 後	与謝郡与謝野町石川 与謝郡与謝野町石川	2.0	21,884	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 宮津養父	A-1	0	0	0.0	H 2 4	11260
2	1 7 8 号	中 丹 東 丹 後	舞鶴市八田 宮津市石浦	5.1	7,042	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	0	0	0.0	H 1 7	11330
10	1 6 3 号	山 城 南	相楽郡笠置町笠置 相楽郡笠置町有市	3.0	9,365	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-2	0	0	0.0	H 1 8	11040
12	4 8 2 号	丹 後	京丹後市弥栄町黒部 京丹後市弥栄町黒部	1.0	5,937	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 間人大宮	A-2	0	0	0.0	H 2 4	12180
国 道 計			7 区 間	34.4					A-15 C-2	2	0	0.0		

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－2

令和５年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別 主 要 地 方 道											京 都 府 (2 / 3)				
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通 量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通 行 止 実 績		指定 年度	備 考 道 路 交 通 遮 断 装 置	
			自 郡 市 町 村 字 至 郡 市 町 村 字	延長 (km)							回 数	延 時 間			
20	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市友岡四丁目 (府道友岡地下道)	0.1	13,172	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻 (府)開田長岡京停車場	B-2	0	0	0.0	H25	交通観測点 40420 遮断装置2箇所	
25	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市調子三丁目 (調子第二地下道)	0.3	7,054	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)奥海印寺納所 (府)下植野長岡京	B-2	0	0	0.0	H26	40410 遮断装置 2箇所	
26	(1 5 号) 宇 治 淀 線	山城北	宇治市寺山	0.3		路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)城陽宇治 (府)宇治淀	B-2	0	0	0.0	H29	遮断装置 2箇所	
21	(2 5 号) 亀 岡 園 部 線	南 丹	南丹市園部町船岡 (JR船岡駅北側)	0.1	3,041	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H24	41050	
22	(4 9 号) 久 美 浜 湊 宮 浦 明 線	丹 後	京丹後市久美浜町葛野	0.8	1,717	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H24	41350	
3	(5 5 号) 舞 鶴 福 知 山 線	中丹東 中丹西	舞鶴市上東	25.7	1,324 ～3,381	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1 B-2	2	0	0.0	H17	41610～41650 遮断装置 21箇所	
23	(7 7 号) 綾 部 イ ン タ ー 線	中丹東	綾部市川糸町 (川糸アンダーパス)	0.3	6,361	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H24	42410	
24	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓	長岡京市馬場 (七反田地下道)	0.4	12,754	路面冠水深が1.5cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻【高さ制限有】 (国)171号 (府)向日町停車場 (府)上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	H24	42510 遮断装置 2箇所	
主 要 地 方 道 計			8 区 間	28.0					A-1 B-12	2	0	0.0			

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

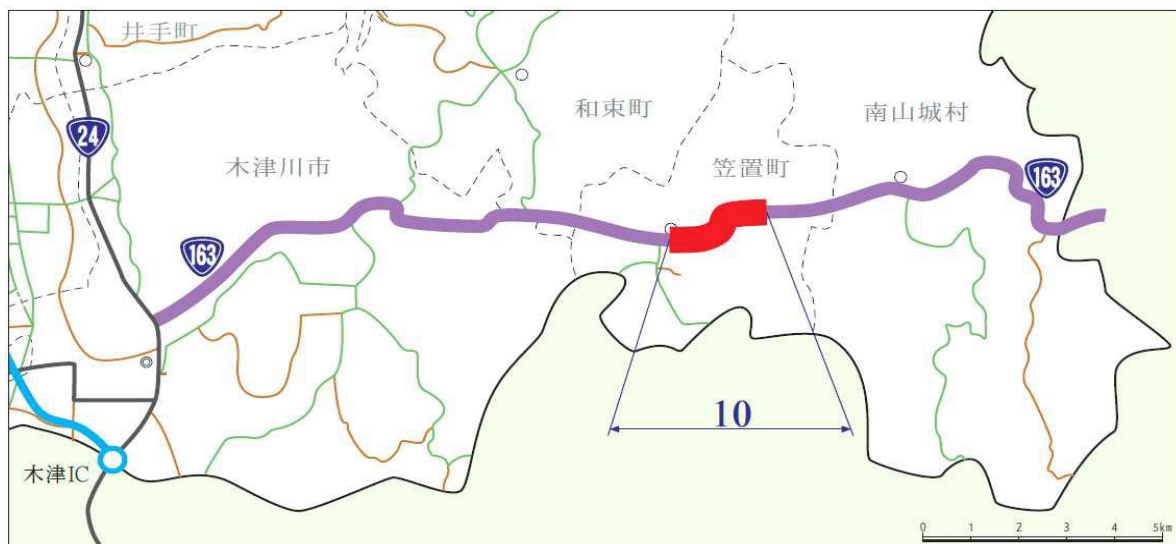
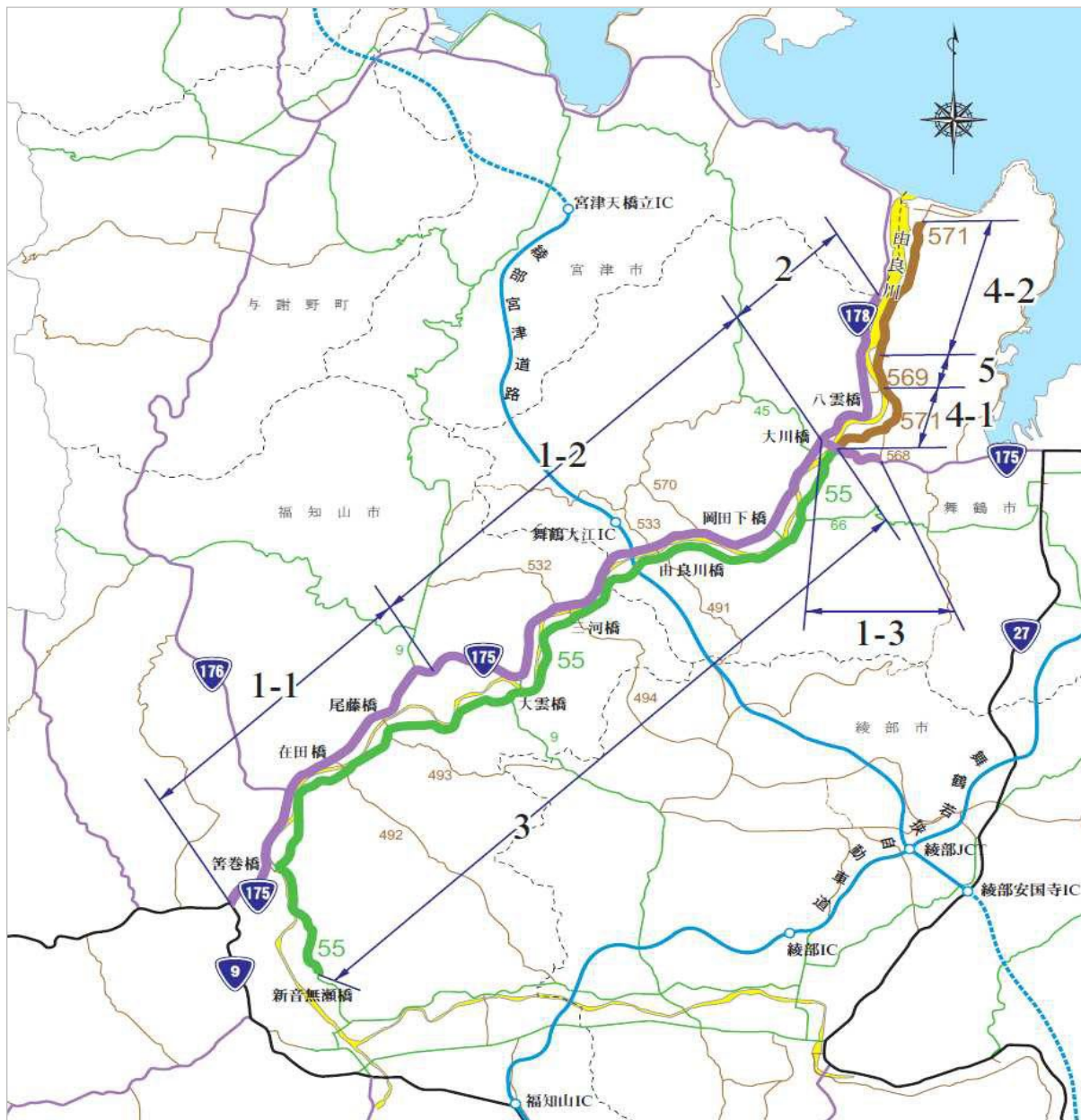
別表－２

令和５年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

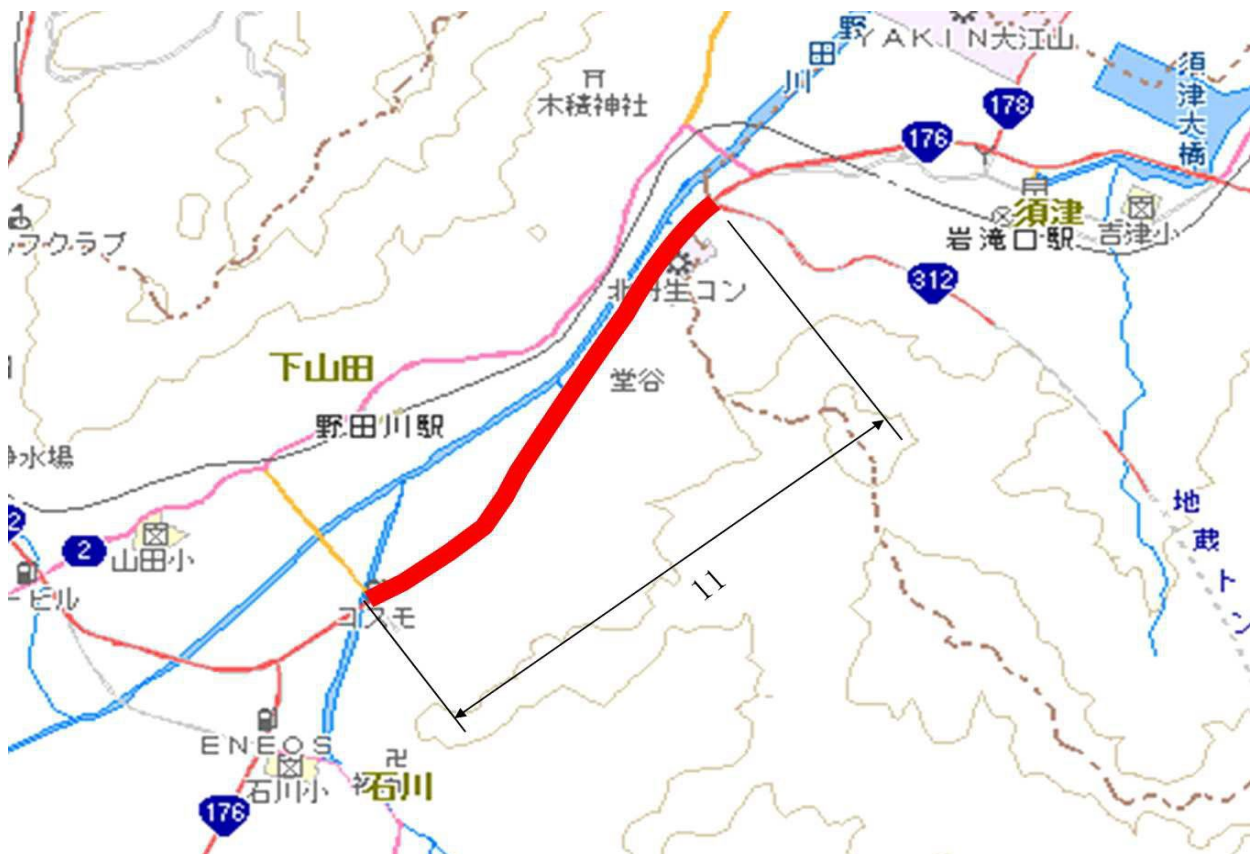
道 路 種 別 主 要 地 方 道										京 都 府 (3 / 3)					
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)							回数	延時間			
30	(2 0 2 号) 伏 見 向 日 線	乙 訓	向日市森本町 (前田地下道) 向日市森本町	0.3	13,852	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高槻【高さ制限有】 (国) 1 7 1 号 (府) 向日町停車場 (府) 上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	H 2 4	交通観測点 60060 遮断 2 箇所	
31	(2 0 3 号) 志 水 西 向 日 停 車 場 線	乙 訓	向日市上植野町 (南小路地下道) 向日市上植野町	0.2	18,569	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高槻【高さ制限有】 (国) 1 7 1 号 (府) 向日町停車場 (府) 上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	H 2 4	60070 遮断装置 2 箇所	
32	(2 0 4 号) 奥 海 印 寺 納 所 線	乙 訓	長岡京市調子二丁目 (調子地下道) 長岡京市調子三丁目	0.4	11,748	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高槻【高さ制限有】 (国) 1 7 1 号 (府) 向日町停車場 (府) 上久世石見上里 (府) 大山崎大枝【高さ制限有】 (府) 下植野大山崎	B-2	0	0	0.0	H 2 4	60110 遮断装置 2 箇所	
34	(4 9 3 号) 西 坂 蓼 原 線	中丹西	福知山市大江町河守 (K T Rアンダーパス) 福知山市大江町河守	0.1	445	路面冠水深が 1 5 cmに達したとき	冠 水		なし	1	1	13.1	H 2 6	61390	
4-1	(5 7 1 号) 西 神 崎 上 東 線	中丹東	舞鶴市中山 舞鶴市上東	3.0	4,939	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 1 7	61810 遮断装置 1 箇所	
5	(5 6 9 号) 東 雲 停 車 場 線	中丹東	舞鶴市水間 舞鶴市中山	1.0	540	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 1 7	61780 遮断装置 1 箇所	
4-2	(5 7 1 号) 西 神 崎 上 東 線	中丹東	舞鶴市油江 舞鶴市水間	3.9	5,307	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1	0	0.0	H 1 7	61800 遮断装置 1 箇所	
33	(6 7 3 号) 浅 茂 川 下 岡 線	丹 後	京丹後市網野町下岡 京丹後市網野町網野	1.3	5,885	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 浜詰網野 (国) 1 7 8 号	なし	0	0	0.0	H 2 4	62500	
一 般 府 道 計			8 区 間	10.2					B-6	2	1	13.1			
都 道 府 県 道 合 計			1 6 区 間	38.2					A-1 B-18	4	1	13.1			

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

特殊通行規制区間図



特殊通行規制区間図



国道176号 与謝野町石川地内



国道482号 京丹後市弥栄町黒部地内

特殊通行規制区間図



大山崎大枝線 府道友岡地下道



亀岡園部線 J R 船岡駅北側

特殊通行規制区間



久美浜湊宮浦明線 京丹後市久美浜町葛野～同鹿野地内



綾部インター線 川糸アンダーパス

特殊通行規制区間



伏見柳谷高槻線 七反田地下道



大山崎大枝線 調子第二地下道

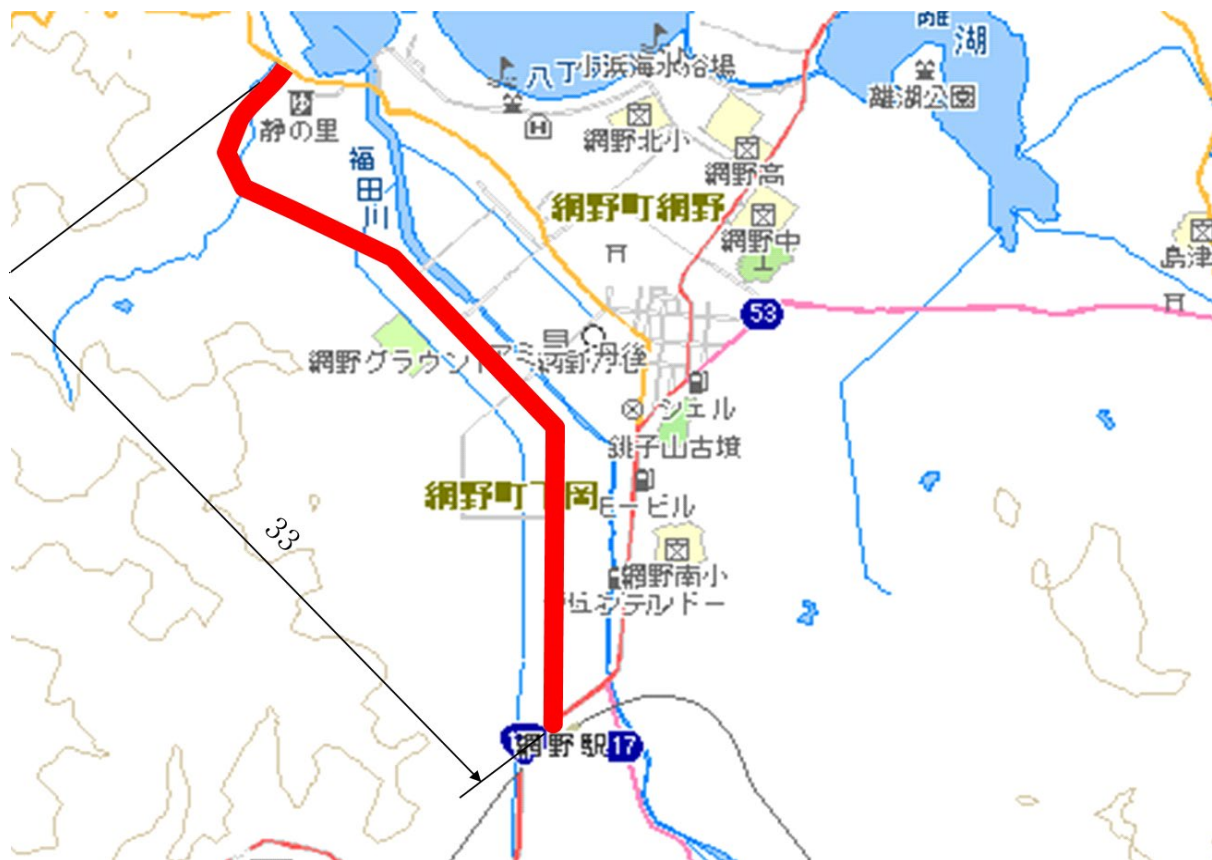
特殊通行規制区間



特殊通行規制区間図



奥海印寺納所線 調子地下道



浅茂川下岡線 京丹後市網野町下岡～同網野地内

通行規制区間位置図



西坂蓼原線 河守KTRアンダーパス



宇治淀線 寺山

京都市の規制要領

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準（京都市）

道路種別	路線名	担当土木事務所	通行規制区間	区間延長	交通量	通行規制基準(mm)		危険内容
						通行注意	通行止	
一般国道	1 6 2 号	北部土木事務所 及び西部土木事務所	北区小野下ノ町～ 右京区梅ヶ畑高鼻町	km 12.7	台/12h 4,350	100	200	落石、路肩 決壊、土砂 崩壊
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北上弓削町～ 右京区京北上弓削町(深見峠)	4.4	1,014	100	150	落石、 土砂崩壊
〃	3 6 7 号	左京土木事務所	左京区八瀬野瀬町～ 左京区八瀬花尻町	4.6	7,392	100	160	落石、土砂 崩壊、倒木
〃	4 7 7 号	〃	左京区大原小出石町 ～左京区花背大布施 町(鎌倉)(市郡界)	21.6	391	100	150	落石、土砂 崩壊、石積 決壊
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北中地町～ 右京区京北中地町(小畑峠)	2.9	376	100	150	落石、土砂崩 壊、路肩決壊
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北上黒田町(鎌倉) ～右京区京北井戸町	6.0	725	100	150	落石、土砂崩 壊、路肩決壊
主要地方 道	西陣杉坂線	北部土木事務所	北区大宮釈迦谷 ～北区中川中山	8.0	2,635	100	160	落石、路肩決 壊、土砂崩壊
〃	京都京北線	〃	北区雲ヶ畑出谷町～ 北区上賀茂中嶋河原町	8.5	1,400	100	160	〃
〃	京都広河原 美山線	左京土木事務所	左京区鞍馬二ノ瀬町 ～左京区鞍馬本町	6.8	1,941	100	160	落石、石積
		京北・左京山間 部土木事務所	左京区花背大布施町 ～左京区広河原尾花 町(佐々里峠)(市郡界)	12.3	62	100	160	決壊、倒木
〃	下鴨大津線	左京土木事務所	左京区北白川琵琶町 ～左京区北白川重石町(滋賀県境)	2.0	6,213	100	130	落石、洗掘
〃	下鴨静原大 原線	〃	左京区静市静原町 ～左京区静市野中町	2.0	3,806	100	160	〃
〃	京都日吉美 山線	西部土木事務所	右京区嵯峨鳥居本深谷町 ～右京区嵯峨越畑南ノ町	16.0	226	100	150	落石、路肩決 壊、土砂崩壊
〃	宇多野嵐山 山田線	西京土木事務所	西京区嵐山中尾下町 ～右京区嵯峨天竜寺 造路町(渡月橋)	0.3	4,334	—	警戒水位 0 P +37.50m	橋りょう流 失
一般府道	雲ヶ畑下杉 坂線	北部土木事務所	北区真弓八幡町 ～北区杉坂北尾	2.5	300	100	160	落石、路肩決 壊、土砂崩壊
〃	久多広河原 線	京北・左京山間 部土木事務所	左京区久多川合町 (滋賀県界)～左京 区広河原杓子屋町	13.9	159	100	160	落石、土砂 崩壊
〃	上黒田貴船 線	左京土木事務所	左京区鞍馬貴船町 (～芹生峠(市郡界))	6.0	580	100	160	落石、洗掘
〃	〃	京北・左京山間 部土木事務所	右京区京北芹尾生町(芹生峠) ～右京区京北上黒田町	9.7	256	100	150	落石、土砂崩 壊、路肩決壊
〃	勧修寺今熊 野線	東部土木事務所	山科区西野山岩ヶ谷	0.9	1,911	100	180	土砂崩壊、倒 木
〃	柚原向日線	西京土木事務所	西京区大原野石作町 ～西京区大原野外畑町	6.5	1,327	70	100	土砂崩壊
〃	向日善峰線	〃	西京区大原野小塩町	2.5	1,157	100	160	〃
〃	小塩山大原 野線	〃	西京区大原野北春日 町	6.0	20	70	100	落石、土砂 崩壊
〃	醍醐大津線	伏見土木事務所	伏見区醍醐山町 ～伏見区醍醐陀羅谷 町(滋賀県界)	6.0	150	100	160	落石、路肩決 壊、土砂崩壊

近畿地方整備局の規制要領

異常気候時における道路通行規制基準（国土交通省）

交通規制………規制の内容を道路情報板に提示し、必要に応じてパトロールを実施する。

- （通行止）…（1） 注意報等の発表下で、連続雨量が下に定める非常体制対象雨量に達した場合。
 （2） 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。
 （3） 緊急事態が予測される場合。

事務所	路線名	規制区分		担当事務所	危険内容	非常体制 （交通規制） 対象雨量
		区間	延長			
近畿地整 京都国道	1号	京都市山科区北花山～ 〃 東山区清閑寺	(km) 1.1	京都第一 維持出張所	落石等	連続雨量 (mm) 230
〃	9号	京都市西京区大枝杓掛町～ 亀岡市篠町王子	4.7	京都第二 維持出張所	〃	230
〃	〃	京都府南丹市園部町上木崎～ 〃 船井郡京丹波町新水戸	4.0	〃	〃	230
近畿地整 福知山河川国道	〃	京都府福知山市夜久野町額田～ 〃 〃 〃 日置	1.2	福知山国道 維持出張所	落石等 落洗掘等	200
〃	27号	京都府船井郡京丹波町升谷～ 〃 〃 〃 中山	0.8	綾部国道 維持出張所	落石等	150

第2章 災害警備計画

(府警察本部)

第1節 警察の警備計画

第1 災害警備の基本方針

災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

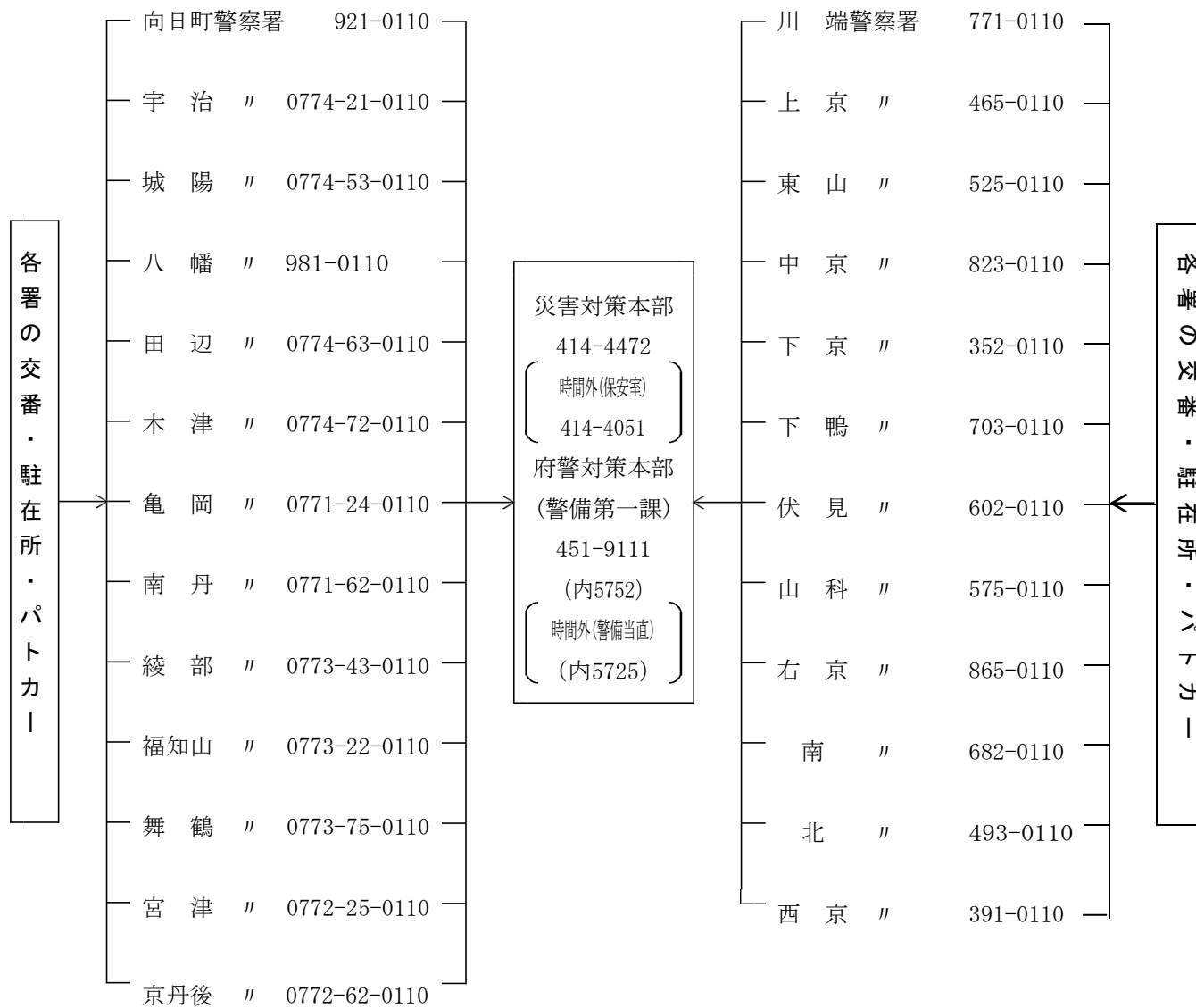
第2 災害警備活動の概要

- 1 住民等の避難誘導を行う。
- 2 被災者の救出救助を行う。
- 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- 4 行方不明者の捜索を行う。
- 5 遺体の検視、死体調査、身元確認を行う。
- 6 遺族への対応を行う。
- 7 被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。
- 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- 9 住民等への広報を行う。
- 10 その他必要な警察活動を行う。

警備計画の連絡系統

(郡部各署対策本部)

(京都市内各署対策本部)



第23章 道路除雪計画

〔近畿地方整備局〕
〔府建設交通部〕

第1節 計画の方針

豪雪に際して、国道、府道等の主要路線をすみやかに除雪し、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送の円滑化を図るとともに、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努めるものとする。

第2節 近畿地方整備局道路除雪計画（国土交通省）

第1 警戒体制及び緊急体制への移行の時点

1 警戒体制への移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その観測点の1／2以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案の上、局長が知事と協議して警戒体制への移行を決定するものとする。

2 緊急体制への移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ、主要路線における降雪状況、降雪強度その他を勘案し、局長が知事と協議して緊急体制への移行を決定するものとする。

3 京都府地域における指定観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点名	警戒積雪深（cm）
京 丹 後 市 峰 山 町	7 0
舞 鶴 市	4 0
福 知 山 市	4 0
南 丹 市 美 山 町	6 0

第2 警戒体制及び緊急体制における措置

1 警戒体制における措置

警戒体制においてはその後予想される緊急体制への準備として、相互の連絡を密にするとともに、次の事項について措置を講ずる。

- (1) 情報連絡の強化
- (2) 除雪機械及びオペレーターの借上げ及び応援に関する事前手配
- (3) 除雪作業の強化

2 緊急体制における措置

緊急体制においては本要領に基づく緊急確保路線の交通確保のため次の事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 情報連絡の強化
- (2) 除雪機械及びオペレーターその他必要な機材等の確保

第3 緊急確保路線の分類

緊急体制時においてとりあえず交通確保すべき路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案し、次の3段階に分けてあらかじめ指定しておくものとする。

- 1 種路線 異常降雪後約5日間に2車線を確保すべき路線(1,000台/日以上)
- 2 種路線 異常降雪後約10日間に1車線又は2車線を確保すべき路線(500～1,000 台/日以上)
- 3 種路線 異常降雪後状況によっては一時交通不能となってもやむをえない。(500台/日以下)

第4 その他

局長は府市町村が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置した場合は当該地方公共団体に対し、応急復旧工事を行うため、除雪機械を国土交通大臣の定めるところにより無償で貸付けることができるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されない場合は有償とする。

なお、オペレーターは建設機械貸付規則によっていずれの場合も有償で処理されるものとする。

第3節 京都府道路除雪計画

第1 除雪区域

1 除雪区域

土木事務所名	除 雪 区 域
丹後	宮津市、京丹後市及び与謝郡の全域
中丹東	舞鶴市及び綾部市の全域
中丹西	福知山市全域
南丹	京丹波町（旧和知町、旧瑞穂町）及び南丹市（旧美山町）の一部区域
その他	特に必要な区域

2 除雪路線

除雪路線の種類は次のとおりとし、毎年度の除雪計画により定めるものとする。

(1) 緊急確保路線

除雪地域内の主要地域（1次生活圏）を結ぶ主要幹線から選定する。

(2) 第1種除雪路線

日交通量おおむね1,000 台以上

(3) 第2種除雪路線

日交通量おおむね500 台～1,000 台

(4) 第3種除雪路線

日交通量おおむね300 台～500 台

(5) 協議路線

上記の路線以外で、雪害警戒支部長、雪害対策支部長又は災害対策支部長（以下「支部長」という。）が、雪害警戒本部長、雪害対策本部長又は災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示を受けて除雪する路線

第2 除雪方法

1 除雪作業の順序

除雪作業の順序は、次の順序により実施するものとする。

- (1) 緊急確保路線の除雪
全力を投入して除雪し、降雪の状況によっては、夜間作業も行う。
- (2) 緊急確保路線以外の除雪
緊急確保路線の作業完了後、除雪するものとする。

2 除雪作業の目標

除雪路線種別の目標は、次のとおりとする。

- (1) 緊急確保路線
緊急確保路線は、原則として、降雪後3日以内に交通を確保するものとする。
- (2) 第1種除雪路線
原則として、降雪後約5日以内に2車線確保することを目標とする。
- (3) 第2種除雪路線
原則として、降雪後約10日以内に2車線または1車線確保することを目標とする。
- (4) 第3種除雪路線
状況によっては、一時交通不能になっても、やむを得ない。

3 除雪機械の応援

雪害警戒支部、雪害対策支部又は災害対策支部が設置された場合、支部長は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみでは作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建設交通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができる。

第3 除雪体制

- 1 警戒体制……雪害警戒本部（支部）又は雪害対策本部（支部）が設置されている期間
- 2 緊急体制……災害対策本部（支部）が設置されている期間

第4 なだれ対策

支部長は、なだれの予想される管内道路の箇所については、危険箇所に警戒標識をたてるとともに適切な措置を行い、本部長にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。

第5 除雪連絡体制

第2編第10章第3節第2の1の別記「道路除雪基本要綱」第12参照

第6 市町村道の除雪

支部長は、管内市町村長から除雪についての依頼があった場合は、建設交通部長と協議し、除雪機械のあつせんに努めるものとする。

第7 その他

本計画の実施にあたり必要な事項については、別途計画で定める。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

除雪対策として、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置など一般住民の協力を得て迅速的確な除雪作業が実施

できるよう除雪の基本となるべき計画を定めるものとする。

第1 除雪対策組織

第2 府及び隣接市町村との連絡

主要道路を確保し、除雪を計画的に実施するため、府をはじめ、隣接市町村との連絡について定める。

第3 除雪路線の緊急順位

府の除雪計画に基づいて、重要な市町村道及び消防上必要な道路等についてその順位をあらかじめ定める。

第4 除雪機械の配置

市町村有の除雪機械及び民間所有の機械の借上げについて定める。

第5 消防団の出動と一般住民の除雪能力

緊急に除雪を行うために組織的な活動を行う消防団員あるいは一般住民に対して協力を求めるための組織等について定める。

第24章 危険物等応急対策計画

府危機管理部・府健康福祉部
府警察本部・府農林水産部
第八管区海上保安本部中部
近畿産業保安監督部近畿支部
近畿運輸局・京都労働局

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて、石油類の流出等にあつては、府地域防災計画石油類流出事故対策計画編など、関連する他の通信情報連絡活動計画、災害広報計画、消防計画、海難対策計画、被災者救出計画、災害警備計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止、軽減に努める。

第2節 計画の内容

第1 危険物製造所等応急措置計画

- 1 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- 2 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 消防機関への通報
 - (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - (3) 付近住民等に対する広報活動
 - (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (5) 避難誘導及び群衆整理
 - (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - (8) 危険物の除去

第2 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置
- 4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

第3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- 2 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。
 - (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防止事業所への出動要請
 - (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - (3) ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
 - (4) 漏えい防止作業
 - (5) 注水及び消火活動
 - (6) 付近住民等に対する広報活動
 - (7) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (8) 避難誘導及び群衆整理
 - (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (10) 応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
 - (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- 3 毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。
 - (1) 施設の管理者等に対する除害措置の指示
 - (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - (3) 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

第4 毒物劇物保管施設措置計画

- 1 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。（毒物及び劇物取締法第17条）
- 2 緊急措置

保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- 1 放射線量の測定
- 2 危険区域の設定と立入禁止制限
- 3 危険区域内住民の退避措置
- 4 被ばく者等の救出、救護
- 5 交通規制と群衆整理
- 6 人心安定のための広報活動
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第25章 鉄道施設応急対策計画

西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社
 近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社
 叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社

第1節 計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2節 西日本旅客鉄道株式会社の計画

第1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内(近畿統括本部においては統括本部内)に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部及び現対本部の業務

（対策本部の業務）

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

（現対本部の業務）

- (1) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮官を指定する。
- (2) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて救護、復旧に着手する。
- (3) 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

確 度	復旧時刻の精度
甲	± 1 時間
乙	± 2 時間
丙	± 3 時間

注 復旧見込確度の標準

- (4) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- (5) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資財等についての必要事項を対策本部長に要請する。

第2 対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

種 別	設 置 基 準	召集範囲
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の半数
第3種体制	・その他特に必要と認めたとき (台風、降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最小数

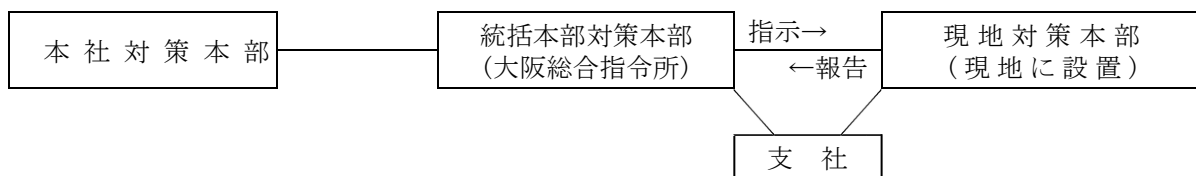
注1 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

2 上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

3 ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

第3 対策本部等の構成と班別業務分担

1 対策本部等の設置箇所



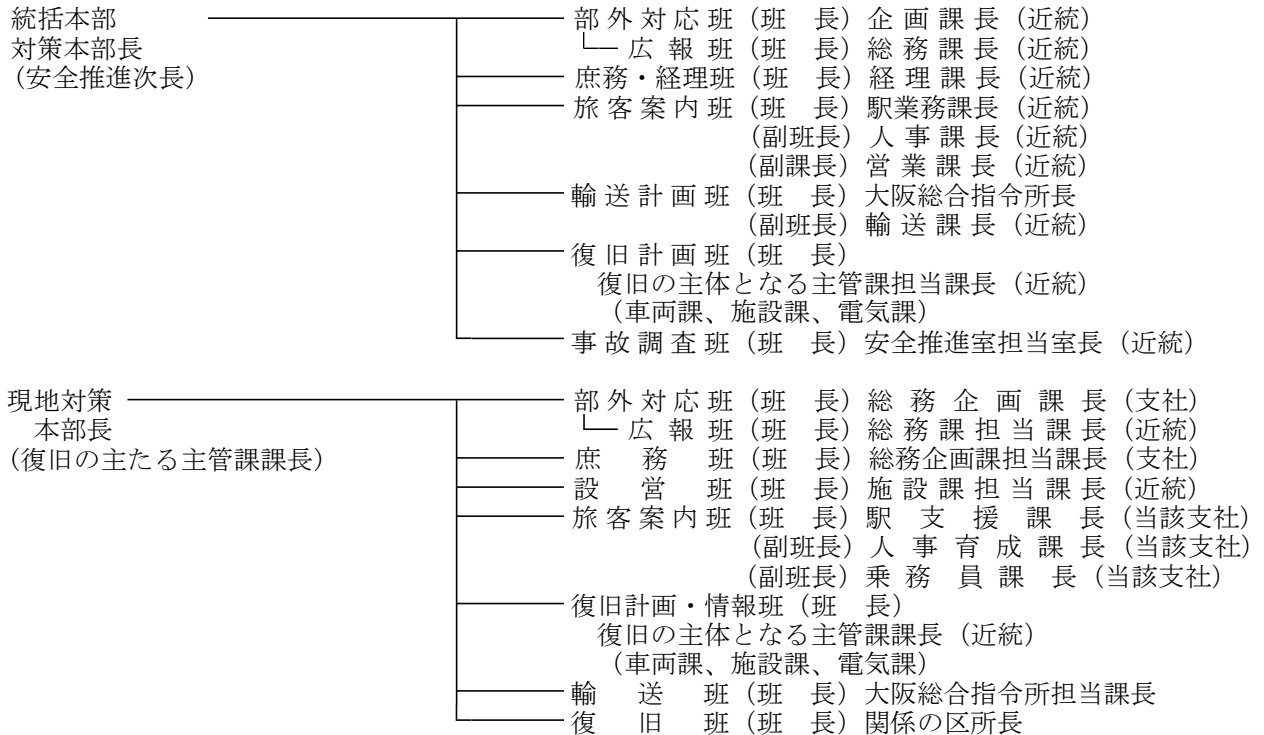
2 事故対策本部等の構成（第1種体制）



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社等〔金沢・近畿統括本部(京都・大阪)・福知山〕により課(室)名称が若干異なる場合がある。

3 対策本部等の構成（第2種体制）



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社等〔金沢・近畿統括本部（京都・大阪）・福知山〕により課（室）名称が若干異なる場合がある。

4 対策本部等の構成（第3種体制）

第2種体制に準じて構成するが必要な班のみ設置する。

5 部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事
自 衛 隊	知 事	統括本部長	企 画 課 長	窓口と調整
警 察 本 部	本 部 長			〃
府 県	知 事			〃
鉄 道 警 察	隊 長		駅 業 務 課 長	
警 察 署	署 長	駅 長 保線区長	駅 長 保線区長	
消 防 署	署 長			
市 町 村	市 町 村 長			
病 院 等	病院等の長			
私 鉄 等	私鉄等の長	大阪総合指令所長	大阪総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	企 画 課 長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関 係 現 場 長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
そ の 他	関係機関の長	統括本部長	関 係 課 長	

注 支社等〔金沢・近畿統括本部（京都・大阪）・福知山〕により課（室）名称が若干異なる場合がある。

第3節 東海旅客鉄道株式会社の計画

第1 災害本部の設置

災害の規模が次の規準に該当するときは、新幹線鉄道事業本部内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

名 称	設 置 場 所	設 置 の 基 準	業 務
対策本部	新幹線鉄道事業本部	(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2) 風水害により、輸送に大きな影響を及ぼすおそれのあるとき (3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4) その他、特に必要と認めたとき (非常召集) 非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。	(1) 事故状況の調査 (2) 資材及び備品等の手配 (3) 事故復旧処理及び原因調査 (4) 輸送計画・運転整理等 (5) その他
復旧本部	現 地	非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出動、第2出動、第3出動の召集を行う。 ※運転事故及び災害応急処置取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処置取扱標準等による。	(1) 旅客の救護 (2) 応急、復旧作業 (3) 現地における情報の提供 (4) その他

第2 災害時における列車の運転方法

災害時における列車の運転方法は、災害の程度により列車の抑止又は徐行運転を行う。

第3 列車の運転規制

気象状況により、列車の抑止又は徐行運転をする場合は次の規準による。

- 1 降雨及び河川の増水のとき
- 2 強風のとき
- 3 降雪のとき

第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合には、当社「安全方針」に規定するとおり、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。

第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置

第7条に定める事故が発生したときは、「事故対策本部の体制（別表第2）」により、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置するものとする。

- 1 社長又は運行本部長は、「事故対策本部の体制（別表第2）」を標準として、次により体制を変更することができる。
 - (1) 指定された者が不在の場合は、適任者を指名する。
 - (2) 主な被害状況が電気設備・線路設備等の場合は、復旧本部長等に工務グループの適任者を指名する。
 - (3) 対策本部員の適任者を連絡要員として復旧本部に、復旧本部の適任者を調整役として対策本部に、それぞれ配置する。
 - (4) 事故状況等により、必要な班を設置する。

第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画

第1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。

第2 災害応急対策

1 異例事態対策本部等の設置

被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて、本社に異例事態対策本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。

2 配備態勢及び動員数

本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。

3 通信連絡体制

(1) 列車については列車無線を活用する。

(2) 異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、NTT加入電話、携帯電話、MCA無線等を活用する。

第6節 京阪電気鉄道株式会社の計画

第1 災害への対応方針

- 1 旅客及び社員の安全の確保を最優先する
- 2 事業活動に必要な資産の確保を図る
- 3 行政・関係先等との協力・連携、旅客への適切な情報発信に努める
- 4 可能な限り旅客輸送サービスの提供を継続し、被災区間の早期の復旧を果たす

第2 計画の内容

災害発生時における応急対策は、鉄道災害対策規則及び関連規程類の定めるところにより実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡、非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて、非常時組織を設けるとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現場復旧本部を設置し応急対策にあたる。

第7節 阪急電鉄株式会社の計画

第1 災害対策（事故対策）本部の設置基準

1 水害の場合

自然災害により、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態に対応し得るために、緊急事態対策規程、防災体制要綱を制定し、その取扱いを定め、的確、迅速な防災措置をとることによって、その被害を最小限にとどめる。

(1) 施設・設備の安全対策

日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回を実施し、整備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。

(2) 緊急事態、防災体制の確立

自然災害の社会的影響を最小限にとどめるため、関係部相互間において、非常呼び出しによる人員確保を行い、緊密な連絡をとり、列車の運行状況及び被害状況の調査、列車の運行計画の立案、被害箇所については、速やかに復旧する等、早期の回復に努める。

(3) 関係機関との連絡

社内外との関係機関及び関係会社との速報体制を確立させ、相互に連携を密に、災害発生時に備え万全を期す。

- 2 強風の場合…水害の場合に同じ
- 3 土砂災害の場合…水害の場合に同じ
- 4 雪害の場合…水害の場合に同じ
- 5 その他事故等の場合…水害の場合に同じ

第2 災害対策本部の初動体勢

1 水害の場合

自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため防災体制要綱を定めている。

暴風雨1号体制…台風情報、気象情報が発表され、沿線の災害の発生が予想される時。（巡回強化による鉄道施設の監視体制強化）

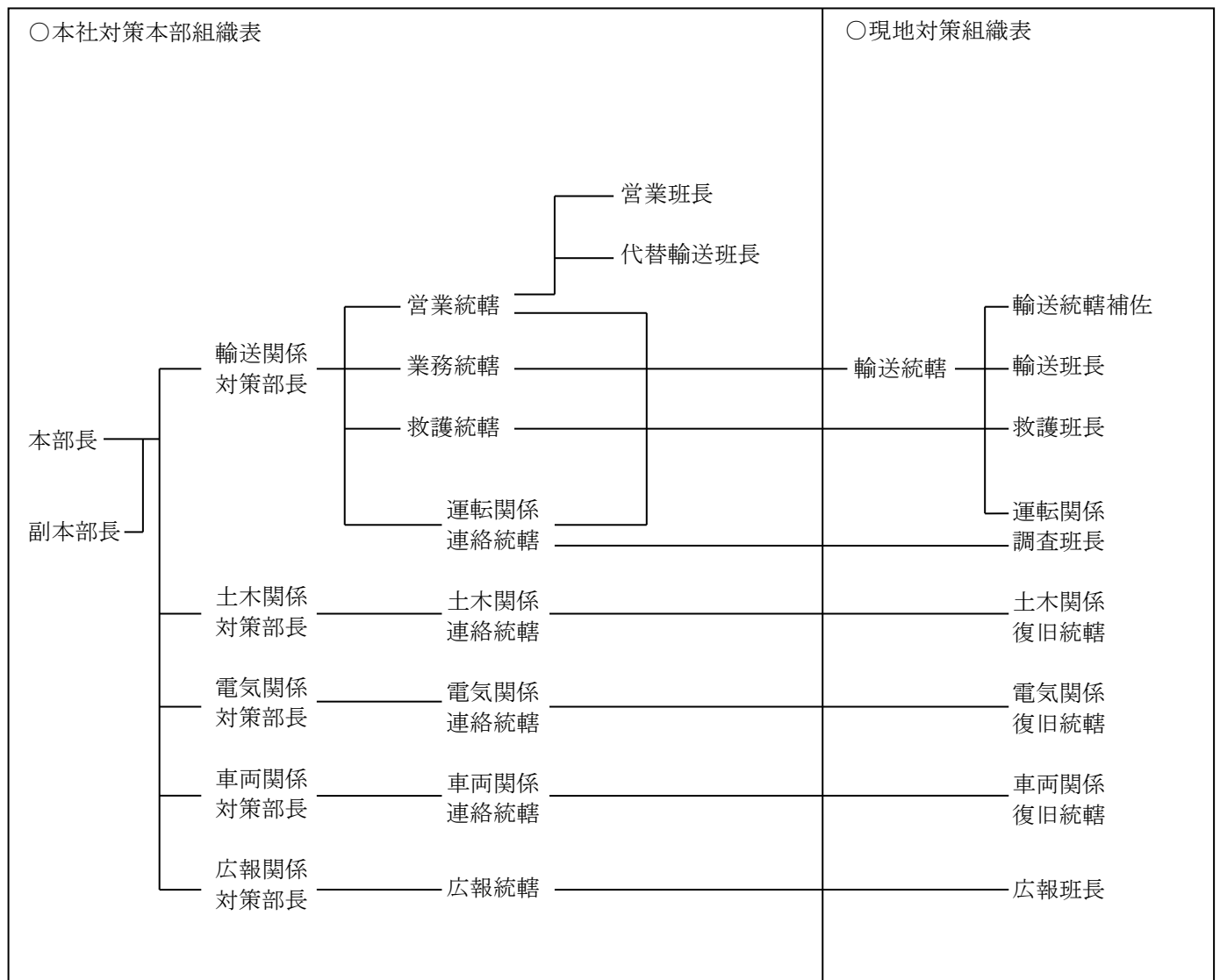
暴風雨2号体制…気象情報の警報及び台風情報が発表され、相当の災害の発生が予想される時。（非常呼び出しによる応急体制の確立及び危険箇所の巡回監視体制の強化）

暴風雨3号体制…災害が発生し、さらに災害の拡大が予想される時。（非常呼び出しによる応急体制の強化、関係会社に対する応援要請の確立、被害箇所の復旧活動の強化及び危険箇所の警戒態勢の確立並びに列車運行整理）

- 2 強風の場合…水害の場合と同じ
- 3 土砂災害の場合…水害の場合と同じ
- 4 雪害の場合…水害の場合と同じ体制（ただし、呼称を凍結、雪害1号、雪害2号）
- 5 その他事故等の場合…水害の場合と同じ

第3 災害対策（事故対策）本部の組織体制図

1 水害の場合



- 2 強風の場合…水害の場合と同じ
- 3 土砂災害の場合…水害の場合と同じ
- 4 雪害の場合…水害の場合と同じ
- 5 その他事故等の場合…水害の場合と同じ

第8節 京福電気鉄道株式会社の計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努めるとともに、速やかな復旧及び輸送の早期再開を図る。

第2 実施の計画

1 災害の規模により、社内規定「緊急時救急体制指導心得」に基づき、状況に応じて、事故対策本部及び現地対策本部を設置し、その処置にあたる。

2 事故対策本部

事故対策本部は、庶務班、救護班、連絡広報班、事故調査班等を設けて、死傷者の救護、現場と本部間の連絡、情報の収集及び社外に対する連絡広報にあたるとともに、事故原因の究明、被害状況の調査やその他庶務事項を処理する。

3 現地対策本部

現地対策本部は、現地にて、本部と同じく庶務班、事故復旧班、救護班、連絡班、事故調査班等の班を設けて、事故の処理並びに処理に必要な関係先への連絡要請、死傷者の救護、各班との連絡及び本部との連絡、情報の収集、関係先への通報、連絡事故現場の保全、原因の調査にあたる他、その他庶務事項を処理する。

4 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、社内規定（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、運転再開等の処置をとる。

第9節 叡山電鉄株式会社の計画

第1 災害応急対策の内容

災害発生時における応急処理に関しては、社内規程等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第10節 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第1 土砂災害対策

災害発生時における応急処理に関しては、社内の運転取り扱い要領及び復旧体制要領の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度により、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第2 水害対策

土砂災害対策の場合と同じ

第3 強風対策

土砂災害対策の場合と同じ

第26章 通信・放送施設応急対策計画

〔西日本電信電話株式会社
日本放送協会京都放送局
株式会社京都放送〕

第1節 通信施設応急対策計画

第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

第2 計画の内容

1 設備及び回線の応急復旧措置

- (1) 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。
- (2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

- (3) 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。
 - (4) 大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。
- ##### 2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法によりすみやかに業務の開始を図るものとする。

3 府災害対策本部との連携

災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

第2節 放送施設応急対策計画

第1 計画の方針

災害時放送施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。
放送機がすべて故障し、また演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

第2 計画の内容

- 1 放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 臨時放送所の確保
 - (2) 臨時演奏所の借用
 - (3) 臨時現像所の開設
- 2 中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講ずる。
- (1) 無線中継の実施
 - (2) 非常用番組の送信
 - (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
 - (4) 株式会社NTTドコモ関係への回復要請

第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

近畿経済産業局
中部近畿産業保安監督部近畿支部
関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社
大阪ガス株式会社

第1節 行政機関応急対策計画

第1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。

また、災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第2 ガスについては、災害時におけるガス原料の需給状況、事故発生状況等の把握に努めるとともにガスの供給の確保及び復旧支援に努める。

第2節 電気施設応急対策計画

第1 計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、対応していく。

第2 計画の内容

1 非常災害前の対策

(1) 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発電電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

(2) 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

(3) 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて他電力会社等との相互協力体制を確立する。

2 非常災害発生時の対策

(1) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに

に新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

(3) 府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(4) 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

(5) 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

4 その他

大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

第3節 ガス施設応急対策計画

第1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

第2 応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1 情報の収集伝達および報告

(1) 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

ア 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

- (1) 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

- (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

- (3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4 府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部から要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

5 危険防止対策

(1) 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(2) 地震災害対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

イ SI値60カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

SI値30カイン相当以上、60カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

6 応急復旧対策

- (1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

- (2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第4節 ガス施設事故応急対策計画

第1 計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス洩れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、第3節のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

第2 事故発生 of 応急措置

1 発見者の通報

ガス施設のガス洩れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者もしくは警察、消防機関または市町村に通報するものとする。

2 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生 of 通報をうけた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

3 警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス洩れ等の事故現場を確認のうえ火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示(緊急)及び広報等を行うものとする。

4 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

第3 災害状況 of 通報連絡

府・市町村・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況 of ときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

- 1 災害 of 発生を覚知したとき。
- 2 災害 of 状況を把握したとき。
- 3 災害 of 応急措置に着手したとき。
- 4 災害 of 応急措置が完了したとき。

第4 事故 of 報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関 of 協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧をすみやかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

第5節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

1 被害状況 of 収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害 of 発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水 of 各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部 of 設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3 支援要請等

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。

また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

4 災害広報

府及び水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

第2 下水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

4 災害広報

府及び下水道管理者は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第28章 農林関係応急対策計画

府農林水産部
近畿農政局

第1節 計画の方針

各種災害に対処して農林産物の被害を最小限にとどめるための諸検討について定める。

第2節 雪害及び寒干害対策

第1 農作物対策

1 融雪促進対策

- (1) 積雪期間が長くなると、農作物の生理障害や病害虫の発生が懸念されるので、積雪量の多いところでは融雪剤を散布する。
- (2) 融雪剤は寒波のピークを越え、積雪の心配がなくなった時期に全面均一に散布する。なお、けい酸質肥料及び転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるので硫安等の肥料との混合は避ける。
- (3) 積雪が少なくなると、積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

2 麦 類

- (1) 排 水
過湿による雪腐病が懸念されるので排水溝を設け排水に努める。
- (2) 施 肥
融雪後、除雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。
- (3) 麦踏み
軟弱徒長気味の場合、霜柱が発生している場合は土をよく乾かせた上で追肥までに麦踏みを行う。

3 果 樹

- (1) 除 雪
積雪地では融雪の際に枝が裂けるので極力除雪に努める。この場合、積雪後の時間経過とともに、沈降圧が大きくなるので、最初に枝の付近の雪面を割ってから、本格的な除雪にかかる。また、雪の上に灰、土等を散布し表面から融雪するほか、大切な枝の上の雪に切目を入れて融雪を早める。さらに、雪の表面が凍っていると被害が大きくなるため、付近の雪を割っておく。なお、なし・ぶどうでは棚が不完全な園ほど被害が大きいため支柱を打ち込み、棚及び支柱を支える。
- (2) 追 肥
積雪地帯では融雪後速やかに、また山城地方のみかんでは2月下旬～3月上旬ごろに速効性の窒素肥料を10a当たり成分量3～4kg追肥し、傷の回復、発芽後の枝の伸長を促進する。その後の施肥は木の状態に応じて加減する。
- (3) 手当て
軽微な裂傷を受けたものは枝を元に戻し縄巻きをする。できれば接ぎろう（接蟠）を塗り、しっかりした支柱に固定し枝が動かないようにする。
裂傷の程度の激しいものは枝を切り去り、切り口に塗布剤を塗っておく。
- (4) 被害樹のせん定

裂傷のある枝はやや強くせん定し、傷を受けなかった枝はなるべく軽く、特にみかんでは枝の枯れこんだ部分のみとし、葉数確保に努める。

(5) 病虫害防除等

傷害樹に対する病虫害防除を行うとともに、野ねずみやうさぎの食害を防止するため、株元の雪踏みや薬剤による防除を行う。

4 野 菜

(1) 保 温

トンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはこも、シルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2) 中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は窒素質肥料を主体として10a 当たり窒素2～4kgを2回に分けて施用する。

(3) 病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、予防防除に努める。

(4) かん水

低温下にあって、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

(5) 排 水

融雪時に湿害のおそれがあるので、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

5 施設園芸

(1) 除雪と施設の保安管理の励行

屋根の上の積雪及び周囲の除雪を早めに行い、沈降圧及び側圧を軽減する。更に、施設内に応急措置として支柱等により、施設の補強に努める。

(2) 健苗の確保

苗が低温障害を受けないよう多重被覆等を行い、保湿に留意し、昼間の十分な換気と病虫害防除の励行により、的確な育苗管理に努める。

(3) 日照条件の適正化

低温、日照不足による軟弱化を防ぐため採光に努める。

(4) 排 水

融雪時のハウス周囲からの水の侵入を防ぐため、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

(5) 雪害発生時の対応

ビニールの破損や倒壊等の被害を受けた場合は、栽培している作物の被害軽減のため、早急にハウスの修復に努める。

積雪量が多く、効果的な対策が立てられない場合、ビニール等の被覆資材を取り除き、パイプの変形を防ぐ。(農業共済に加入している場合は、事前に共済組合等と調整する。)

6 花 き

(1) 保 温

花き類のビニールハウスやトンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはシルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2) 中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は速効性窒

素質肥料を主体として10a 当たり窒素1～2kgを2回に分けて施用するか、又は、液肥を施用する。

(3) 病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、防除を行う。

(4) かん水

低温下にあつて、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

7 茶園

(1) 刈りそろえ

枝まで枯死した場合は山間部の特に低温地帯においては4月上旬に、その他の地方は3月上旬に被害程度に応じて深刈り又は中切りを行い、茶樹の回復を早める。

(2) 施肥

寒雪害を受けた茶園は速効性肥料（窒素成分で10a 当たり8～10kg）を2月下旬～3月上旬に施用して樹勢回復に努める。

(3) 排水

融雪時に湿害のおそれがあるため排水溝を整備して、速やかな排水に努める。

8 桑（養蚕）

(1) 施肥

融雪後早期に桑園内の排水に努め速効性肥料（窒素成分で10a 当たり4kg程度）を施用し樹勢の回復促進を図る。

(2) 春刈

折損裂傷したものはその程度に応じ春刈り又は一部せん定等を行う。

(3) 改植及び補植

若齢桑園等で被害の大きい桑園については改植及び補植を行う。このため必要な桑苗の確保に努める。

(4) 病枝の処理

胴枯病に罹り病した桑枝は早く切り取って焼却する。桑園に放置しておくとう子が飛散して防除を困難にする。

(5) 野ねずみ対策

殺そ剤により一斉防除を広域で行う。

(6) 飼育施設の除雪

アルミハウス、蚕舎等の飼育施設は、除雪に努めるとともに、積雪に耐えるよう補強する。

第2 林業対策

1 苗畑の病害防除

第2編第11章を準用

2 造林地

(1) できるだけ早い機会に山を巡視して、被害の状況をは握すること。

(2) 10年生以下の幼齢林は雪が融け次第、根ぶみあるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行うこと。

(3) 10年以上の林木で回復見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を考えること。

(4) 跡地の復旧については、その林の状況に合った樹種及び方法を検討し健全な林の造成に努めること。

3 治山、林道

降雪により今後なだれの恐れのある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

第3節 晩霜と低温障害対策

第1 農作物対策

1 水 稲

(1) 苗立枯病対策及び育苗管理

ア 農作物病虫害防除指導指針に基づき苗立枯病対策を実施する。

イ 稚苗箱育苗で低温時（4月）に育苗する場合には、育苗床に電熱線を敷設する等保温に努める。

また、晩霜が予想されるときは、こも、むしろ、ビニールなどで被覆を行い、10℃以下にならないよう保温に努める。

水田に設置の育苗箱の場合は箱の高さまで入水し保温に努める。

(2) 初期生育の促進等

ア 水温、地温を高めるため、昼間止め水とし、朝夕に短時間でかん水する。また暖かい日は浅水、寒くなるときは早めに深水とする。

イ イネミズゾウムシ、イネドロオイムシ等の初期害虫の多発が予想されるので、発生予察情報に注意して早期防除に努める。

(3) 施 肥

低温で肥料の吸収が悪く、おそ効きのおそれがあるので中間追肥は避ける。

2 野菜類

(1) 生育促進のため液肥等速効性の追肥を行う。（10a 当たり施肥量キャベツ・えんどう等窒素4kg、りん酸4kg、加里4kg、たまねぎは貯蔵のものを除き窒素4kg、加里4kg）

(2) 晩霜の当日は、晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3) 予防防除に努める。

3 果 樹

(1) 人工交配を実施して結実を完全にする。

(2) 摘果は樹勢、着果状況等を勘案しながら2～3回に分けて行う。

(3) 被害を受け、新梢が枯死したかき、ぶどう等は不定芽の発生が多くなるので、芽かきし病虫害の発生に注意しながら、新梢の摘芯や誘引により樹勢を調整する。

4 花 き

(1) 生育促進のため液肥等速効性の追肥（10 a 当たり施肥量は窒素、りん酸、加里を1～2kg）を行う。

(2) 晩霜の当日は晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3) 予防防除に努める。

5 茶 園

(1) 新芽の処理

ア 全面に強被害を受けた場合

萌芽～2葉期：樹勢の強弱を問わず放置する。

2 ～ 3葉期：樹勢の弱い茶園は放置する。

樹勢の強い茶園は、整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

3 ～ 4葉期：整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

摘 採 直 前：同上。新芽の基部まで枯死している場合は前回の整枝面に近い位置で刈り直す。

イ 部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できる場合

そのまま放置し、被害を受けなかった部分だけ摘採する（後に被害部は刈り捨てる）。

ウ 部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できない場合

生育時期を問わず放置する。摘採間近に被害を受けた場合は、すぐに摘採せず、やや摘採期を遅らせる。

エ 軽被害の場合

生育時期を問わず、摘採期まで放置する。

(2) 病虫害対策

被害を受けた茶園では、新芽の生育期間が長くなり、カンザワハダニが発生しやすくなるので、農薬安全使用基準に基づき残臭日数の短い薬剤の散布を行う。

(3) 被害後の施肥

特に必要ないが、被害が大きく摘採が大幅に遅れる場合は、硫安を10 a 当たり40kg（窒素成分量で8.4 kg）施用する。

(4) 摘採・製造上の注意

ア 被害芽が混入すると著しく荒茶品質が低下するので、被害を受けていない部分だけを拾い摘みすること。その後、被害部を含めて整枝（刈り直し）を行う。

イ 製造芽に被害芽が混入した場合には、製茶機械を十分に洗浄すること。

6 桑（養 蚕）

(1) 霜害対策

ア 被害を受けた場合、あわてずに7～10日後に被害程度、再発芽の状態等を調べて処理の判断をする。

イ 被害の軽い場合は、樹勢の回復に速効性窒素肥料（10 a 当たり窒素成分4kg 程度）を施すか、又は尿素0.5 %水溶液を、再発芽が第3～5開葉時に10 a 当たり80～100 lを3回程度に分けて散布し、樹勢の回復と発育の促進を図る。

ウ 被害の大きい場合は春刈り又は40cm株上げ伐採を行い、夏秋時期を調整し掃立量の適正化を図る。

(2) 掃立時期の調整

被害程度により、桑樹の発芽伸長や他の農作業等を考慮して、掃立時期を調整し掃立量の適正化を図る。

第4節 春季高温障害対策

第1 農作物対策（春季）

1 水 稲

(1) 育苗後期の急激な高温はムレ苗になりやすいため、換気等に努める。

(2) ムレ苗、リゾープス菌による苗立枯病対策は、農作物病虫害防除指導指針に基づき予防、防除等を行う。また、育苗中の温度管理は32℃以上にならないよう留意する。

(3) 災害用種もみを確保する。

(4) 苗いもち、イネミズゾウムシ等初期病虫害の多発が予想されるので、発生予報に注意して早期防除を行う。

2 麦 類

麦類は一般に肥料吸収が盛んで生育過多の傾向になり病害が多発しやすいので早期発見と早期防除に努める。

3 果 樹

(1) 病虫害の発生が早くなるので早期発見に努め防除適期を失しないように注意する。

な し 黒斑病・カイガラムシ類・アブラムシ類

ぶどう 黒とう病

か き ブランコケムシ

- (2) ぶどうの被覆栽培では室温が30℃を超えないよう換気に努める。
- (3) 高温乾燥下では、ぶどうのジベレリンの効果が低いため、気温の低い時間帯に処理する。また、高温乾燥が続く場合には、園内に散水して湿度を高めてから行う。

4 野 菜

- (1) ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分行い健全な生育を図る。また、かん水により土壌の適正水分を保つ。
- (2) 伸びすぎた果菜類は適時摘心・誘引を行う。
- (3) 病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。

〔多発が予想される主な病害虫〕

べと病、疫病、うどんこ病

灰色かび病

アブラムシ類、ダニ類

5 花 き

- (1) ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分行い健全な生育を図る。また、土壌水分に注意してかん水し、適湿を保つ。
- (2) 病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。

〔多発の予想される主な病害虫〕

べと病、疫病、うどんこ病、褐斑病

灰色かび病

アブラムシ類、ダニ類

6 茶 園

- (1) 覆下茶園では、被覆作業を早めに行うとともに、摘採が同一時期に集中するおそれがあるので覆いの厚みを調整して新芽の硬化を防ぐ。
- (2) 伸育が急速に進んでいるので肥料切れのないよう速効性窒素肥料を早めに追肥するとともに摘採が遅れる場合はさらに分施する。
- (3) 病害虫が多発するおそれがあるので病虫害発生予察情報に注意し、早期防除に努める。
- (4) 新芽の硬化が早くなり摘採適期を失するおそれがあるので、特に茶工場の準備や労力配分に注意して優良茶の生産に努める。

7 桑（養 蚕）

(1) 桑 園

ア 発育が早く壮蚕用桑は硬化するおそれがあるので、速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり 4 kg程度）を春蚕掃立日までに追肥する。

イ 害虫の発生が早く被害が大きいため早めに防除を行う。

(2) 飼 育

ア 桑の発育に合わせて蚕の掃立を早める。

イ 稚蚕条桑育実施上の注意

(ア) 掃立日から毛振りまでは軟かめの桑を選んで与える。

(イ) 園内から適良桑を選んで間引収穫をする。

(ウ) 遺失蚕を生じやすいので給桑除沙等には特に注意する。

ウ 壮蚕期は、開放気流育に努める。

第2 農作物対策（夏季）

1 水 稲

- (1) 各農業用水利施設について、機能低下や漏水がないか点検を行い、必要に応じて補修するとともに、計画排水に努める。
- (2) 水路は雑草・水草等を取り除き、水が流れやすいように清掃を行う。
- (3) 水源のあるところは揚水機等を使用しつつ極力節水に心掛け、水が不足するところは用排水の反復利用等に努め、集中かん水する。
- (4) もぐら穴等による漏水のないよう、ほ場の点検を行う。
- (5) 道路、畦畔等の草刈りを行い、刈草を畦畔際へ敷き詰めるなどして漏水防止を図り、節水に努める。
- (6) 今後は、穂いもち、イネカメムシ類、ウンカ類が発生する恐れがあるので、穂ばらみ期から出穂開花期後の薬剤散布を行う。
- (7) 出穂期は遅れたものの、出穂から成熟までの期間が短くなるので、滞緑色籾が25～20%になった頃を目途に適期刈取りに努める。稲架干しについては胴割米発生に注意する。

2 豆 類

- (1) 生育中のもので用水の確保ができる場合は、過乾燥状態に至る前に、早い時期から地温の低い夕方又は早朝に畝間かん水を実施する。
さらに、かん水に当たっては畝間1本ずつのかん水が望ましい。
- (2) カメムシ、ヨトウムシ等の害虫防除に努める。

3 野 菜

(1) 夏野菜

- ア 生育が衰え果実の肥大も悪くなるので、乾燥した場合は、夕方に走り水程度の畝間かん水を行う。
なお、用水の確保ができない場合は、水分の蒸発を抑えるため、土の表面を浅く（1～2 cm程度）削り、敷わら、敷草等を行う。
- イ 用水が少ない場合は、用水の有効利用を図るため、ホースかん水を行う等により、収穫中のものや肥大段階のものを優先的にかん水する。
- ウ 草勢回復のため追肥が必要な場合は、夕方、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。
- エ 敷わら、敷草等は厚さ5 cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸発防止に努める。
- オ ナス、トマト、キュウリ等の果菜類にあつては、不良果の早期摘果や若穫りにより草勢維持に努める。
- カ 干ばつ後に発生が予想されるうどんこ病、ハダニ類、スリップス類の早期防除に努め、草勢の維持に努める。
- キ 施設栽培については、通風を良くし、寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆し、室内温度を下げるよう努める。

(2) 秋野菜

- ア 苗床は寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆する。
- イ 立枯病などの土壌病害予防と、スリップス類、アブラムシ類、キスジノミハムシ等の防除に努める。
- ウ かん水が困難なところは、可能な限りは種期を遅らせる。

4 花 き

- (1) 敷わら、敷草等は、厚さ5 cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸散防止に努める。
- (2) 夕方に軽く畝間かん水に努める。
なお、用水の確保ができない場合は、水分の蒸散を抑えるため、土の表面を浅く（1～2 cm程度）削り、敷わら、敷草等を行う。
- (3) ハダニ類、アブラムシ類、スリップス類等の害虫防除を徹底する。
- (4) 草勢回復のため、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。

- (5) 夏まき草花では、苗床または仮植床に寒冷紗等を被覆するとともに、立枯病等の土壌病害の予防に努める。
- (6) かん水の困難なところでは、可能な限りは種期を遅らせる。

5 果 樹

各果樹とも果実の肥大が悪くなるので、かん水・敷わらを行う。

- (1) 7～10日おきに20mm程度の全園かん水を行う。
- (2) 水量不足の場合は、かん水穴又は鉄パイプ等で深さ30～40cmの穴をあけ、この部分にかん水を行う。
- (3) 敷わら・敷草等を励行する。
- (4) 草生園では早めに下草を刈り取り、敷草を行う。
- (5) ハダニ類、スリップス類、ヨコバイ類等の発生が多くなるので防除に努める。
なお、ブドウではフタテンヒメヨコバイの発生が多くなるので、適期防除に努める。
- (6) モモ、ウメ、ブドウ等の主枝・垂主枝など樹体に日焼けの恐れのある場合は、白塗剤を塗布する。
- (7) モモ、ブドウ等収穫を終えたものは、夕方かん水を兼ねて薄い液肥を施用し、樹体の回復を図る。
- (8) 中生・晩生系ナシ等は果実の肥大不足が予想されるので、着果過多園、樹勢低下園では、果実肥大が明らかに見込めないと判断される小玉果を除去し、残された果実の品質向上を図る。
- (9) 着色（赤）系ブドウの場合は、除袋後に房の日焼けが予想されるので、笠かけを行う。

6 茶

- (1) 新植茶園では、浅根のため干ばつを受けやすいので、状況に応じて5～7日間隔で夕方にかん水を行うとともに、敷によって株元の保護に努める。
- (2) 一般茶園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。
- (3) カンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマ等の発生が増加するので、用水を確保した上で、地域の防除計画に沿って一斉に薬剤散布を行う。
- (4) 被覆施設のあるところでは、寒冷紗で被覆し、水分の蒸散を防ぐ。

7 養 蚕

- (1) 桑苗及び新植桑園は、浅根のため干ばつ被害を受けやすいので、状況に応じて、5～7日の間隔で夕方にかん水する。
- (2) 一般桑園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。
- (3) 桑園は、クワノメイガ（スキムシ）の発生が増加しやすいので注意し、発生が認められた場合は、蚕期と蚕期の合間を見て、農作物病害虫防除指導指針に基づき防除を行う。
- (4) 蚕児の飼育に当たっては、日覆や散水によって蚕舎の防暑対策を図るほか、寒冷紗又は散水により桑葉の萎ちょう防止に努める。

第5節 春季長雨障害対策

第1 農作物対策

1 水 稲

- (1) 箱育苗では苗が軟弱となり、苗立枯病の発生が予想される場合には、農作物病害虫防除指導指針に基づき、防除するとともに、温度管理を適正に行う。
- (2) 災害用種もみの準備、再育苗等を考慮すること。

2 麦 類

麦、なたねなどの水田裏作物では一部低湿地において浸水、冠水の被害を受けやすく、特に麦は、幼穂形

成から伸長期に入り大切な時期であるため、直ちに排水に努める。全面全層まきや尾輪まきの麦は、特に注意する。

3 果 樹

- (1) 過湿を避けるため極力排水に努める。
- (2) もも、なし等開花期にあるものは晴れ間をみて極力人工交配を行う。
- (3) 病害が多発するおそれがあるので薬剤散布に努める（開花中は避ける）。

〔多発の予想される主な病害〕

ア な し 黒星病、赤星病、黒斑病

イ も も 黒星病、炭そ病

ウ か き 黒星病

エ ぶどう 黒とう病

4 野 菜

- (1) 病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル内で栽培のものは、べと病、菌核病、白絹病、疫病等が発生しやすくなるため薬剤散布を行う。
- (2) 過湿を避けるため排水に努める。
- (3) ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。
- (4) 露地栽培では追肥時期を早める。
- (5) 浸・冠水した場合は、土壌表面がしまっているため、退水後直ちに浅耕を行う。

5 花 き

- (1) 病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル栽培のものはべと病、灰色かび病、褐斑病、疫病等が発生しやすくなるため、薬剤散布を行う。
- (2) 過湿を避けるため排水に努める。
- (3) ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。
- (4) 露地栽培では追肥時期を早める。

6 茶 園

- (1) 高温多雨のため肥料の分解が進み流亡しやすいので傾斜地の茶園では追肥（窒素成分で10a 当たり8～10kg）を行う。
- (2) 茶芽の伸育が促進されると思われるので覆架作業の手順を早める。
- (3) 雨後に降霜のあった場合は被害が大きくなるため防霜に努める。
- (4) 過湿を避けるため茶園の排水に努める。

7 桑（養 蚕）

- (1) 稚蚕、壮蚕用桑園とも、天候の回復を待つて直ちに10a 当たり塩化加里10kg及び石灰60kgを施用して桑の充実に努める。

なお、常襲水害地帯では桑株や枝を清掃し樹勢回復用として速効性肥料（窒素成分で10a 当たり4kg）を施用する。

- (2) 稚蚕用桑園で、特に軟葉のときは掃立2～3日前に新梢の生長点を摘梢し充実を促す。
- (3) 春刈桑園や新植桑園では新芽を食害する害虫を早期防除する。
- (4) 雨後の凍霜害に対しては万全の措置を講じておく。

第6節 ひょう害対策

第1 農作物対策

1 野菜

- (1) ひょう害は損傷箇所から疫病、軟腐病等が侵入まん延することが多いため薬剤を散布して病菌の侵入を防ぐ。また、落葉した被害葉等は除去する。
- (2) 土壌の表面がしまるので2～3日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や尿素等の葉面散布等によって生育を促進する。
- (3) なす等の果菜類は、生育状況と被害度合い等を見て、主枝、側枝の切り戻し等を行う。
被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど実状に即した適切な方策を指導する。

2 花き

- (1) ひょう害は損傷箇所から疫病、べと病、褐斑病等が侵入まん延することが多いため薬剤散布により病苗の侵入を防ぐ。
- (2) 土壌の表面がしまるので2～3日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や液肥（500～1,000倍）等の葉面散布等によって生育を促進する。
- (3) 落葉した被害葉は除去する。
被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど被害に即した適切な方策を検討する。

3 桑（養蚕）

被害桑園は樹勢回復を促進するため、尿素0.5%液（10a当たり800～1,000ml）を約3回2日おきくらいに葉面散布する。

第7節 長梅雨及び水害対策

第1 農作物対策

1 水稲

(1) 冠水田について

ア 退水するのを待って、水の引きぎわにじんかい及び葉の泥を除去し、新しい水と入れ替えるようにする。また滞水地では極力手段を講じ葉を水面に出すようにする。

イ 退水後は浅水に努め生育促進を図る。

ウ 退水直後稲の傷み方がひどくても水稲は回復するため、早まって改植するよりその後の管理に注意して回復を図るようにする。

ただし、黄化萎縮病被害株は早目に植え代えること。

エ 山間冷水地帯では梅雨末期の低温障害を軽減するため、冷水の掛け流しを避けること。

(2) 病虫害防除対策について

長梅雨においては、いもち病の発生が予想されるので粒剤等の薬剤を施用する。

水害を受けた地域においては、黄化萎縮病等の発生が懸念されるので予防的に薬剤を散布すること。

2 麦類

(1) 梅雨の晴れ間に迅速に収穫できるようライスセンターの利用計画を立てること。

(2) 赤かび病の予防のため薬剤散布を行う。

3 豆 類

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壌の乾燥を促す。
- (2) 病害虫の発生が多いので、晴れ間をねらって薬剤散布する。
- (3) 播き遅れに注意する。播き遅れた場合には、は種量の増加や密植により、栽植本数を確保する。特に麦跡では、播き遅れ防止のため不耕起は種を行う。

4 野 菜

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壌の乾燥を促す。
- (2) 表土を浅耕して土壌の通気を促し、薄めた液肥（水10m¹ 当たり硫安100 g）を施すが、尿素の葉面散布（水10m¹ 当たり30～50 g）により草勢の早期回復を図る。
- (3) 泥水に汚染された果菜類の下葉、葉菜類などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落す。
- (4) 果菜類は樹の負担を軽くするため一部摘果する。
- (5) 水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。
- (6) 果菜類の敷わらはは新しいものと取り替える。
- (7) 水害を受けたばれいしよ、たまねぎ、キャベツ、だいこん等は退水後早急に収穫する。
- (8) 長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。
また、長雨後は異常高温になることが多いため、敷わらを厚くする。

5 果 樹

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後直ちに園の排水を図り、土壌の乾燥を促す。
- (2) 泥土が園を覆った場合には、退水後速やかに軽く中耕を行い土壌中の通気を図る。
- (3) 流水のため根元の土を流失された場合は土を戻し敷わらをする。
- (4) 長梅雨の時には、特に病害の発生が多いので晴れ間に薬剤散布を徹底する。

6 花 き

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り土壌の乾燥を促す。
- (2) 表土を軽く中耕して土壌の通気を促し、薄めた液肥（500～1,000倍）の施用により草勢の早期回復を図る。
- (3) 泥水に汚染された花きは下葉、茎などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落す。
- (4) 水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。
- (5) 切花類の敷わらはは新しいものと取り替える。
- (6) 回復見込みのないものは早急に他作物に作付転換する。
- (7) 長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。
また、長雨後は異常高温になることが多いので敷わらを厚くする。

7 茶 園

- (1) 茶園に点在する覆小屋を点検して覆資材の保全を図る。
- (2) 減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。
- (3) 土砂の流入した場合は速やかに取り除き、また根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。
- (4) 炭そ病、もち病の発生が予想されるため（特に山間茶園）、防除する。
- (5) 細土の流入により表土を覆った場合は空気の流通をよくするため、乾燥後速やかに中耕を行う。
- (6) 樹勢の回復を図るため10 a 当たり窒素成分で8 kg程度施用する。
- (7) 冠水日数が長く、樹勢の衰弱した茶園は被害程度によってせん枝を行う。
- (8) 必要に応じて病害虫の防除を行う。
- (9) 新芽が冠水した場合には、清水で洗浄し被害葉と正常葉を区別して摘採する。

製造は被害葉と正常葉を分けて行い、区分して出荷する。

8 桑（養 蚕）

- (1) 速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり4kg 程度）を施用して樹勢回復を図る。
- (2) 消石灰10 a 当たり60kg程度散布後耕うんして根の発育を促す。
- (3) 浸水又は冠水した桑園は、漂着物を取り除き倒伏した桑株は起こして土寄せを行い、土砂が流入した場合には運び出す。
- (4) 表土が流出した桑園にはたいきゅう肥等の有機質肥料を施して耕土の保全を図る。
- (5) 流入した土砂などは運び出し、株頭まで土砂で埋まった場合は株上げを行う。
- (6) 病害虫の防除を行う。
- (7) 屋外飼育舎の場合は、周囲の排水を行い蚕座の環境の良化に努める。
- (8) 泥桑等の被害桑を使用する場合は、軽く水洗して壮蚕用に供するが、常に蚕座が乾くよう心掛ける。
- (9) 葉質悪化のため蚕児は栄養障害を受け衰弱するので飼育取扱いに留意し、給与回数の加減、良桑との混用等により桑不足とならないよう注意する。

第8節 夏季低温・日照不足対策

第1 農作物対策

1 水 稲

きめ細かい観察によって、生育状態を的確に把握し、生育にあわせた管理を実施する。

特に、日照不足等により、光合成能力が低下し、いもち病に罹病しやすくなるため、窒素肥料の施用を控える。

山間地、堆きゅう肥多用田及びいもち病抵抗性の弱い品種（コシヒカリ、酒米等）作付田では、いもち病の発生が懸念されるので、ほ場を巡回し、発生が認められた場合は、直ちに防除に努める。また、いもち病常発地においては、予防防除に努める。

穂肥施用時期には、稲体の幼穂やヨードデンプン反応による穂肥要否等確認して穂肥の時期と量を決定する。

また、極早生品種では、7月中旬以降には穂ばらみ期に入り、低温による障害型冷害の危険時期に遭遇するので、回避策として深水かんがいに対応できるよう、予め、畦畔の補修等を行う。

2 豆 類

豆類全般に、排水に努めることが基本であるが、今後、曇雨天が続く場合、特に排水の悪いほ場では、は種期の遅い小豆等への転換も考慮する。

(1) 普通大豆（白大豆）

適期には種できず晩播となる場合は（白大豆は種限界：7月第1半旬）、株当たりさや数が減少するので、栽植株数を増やす。

は種後の覆土は、厚くならないよう軽く実施する。

(2) 黒大豆

生育の進まない若齢苗であっても、苗床で適葉齢を待たず、適期間内に移植を終了する。

天候の回復後、作業が可能になった段階で直ちに中耕を行う。

(3) 小 豆

梅雨の晴れ間にはほ場準備を行うと、かえって、排水を悪くする場合があるので、梅雨明けを待って耕うん作業等ほ場の準備を行う。（この間、ほ場滞水しないよう排水に努める。）

なお、やむを得ず、梅雨の期間中に耕うんする場合は、深耕を避ける。

3 野 菜

果菜類では、降雨後に畝が長時間冠水しないよう排水管理を徹底する。また、灰色かび病、細菌病等病害が発生しやすいため、適期防除に努める。なすの着花不良が生じる場合には、4番花以降も適宜ホルモン処理を行う。また、晴れ間を見はからって不必要なわき芽の除去、病害葉、混み合った部位の摘葉及び300倍程度に薄めた液肥による追肥などを行い、樹勢の維持回復を図るなど例年よりきめ細かな管理に努める。

葉菜類では、ヨトウムシによる虫害が多くなるため、その発生に注意する。

ハウス栽培では、日中は換気に努め、夜間低温が予想される場合には、ハウス内温度が低下しないよう管理する。

4 果 樹

日照不足と徒長枝の林立で、園内が暗く、通風不足となり、病虫害発生的好適環境になりやすいため、徒長枝の間引きと病虫害防除の徹底を図る。

なお、日照不足と多湿条件下で多発する病害には下記のものがあり、梅雨の晴れ間に防除を行う。

ナ シ：黒斑病、黒星病、輪紋病

ブドウ：黒とう病、べと病、灰色かび病、晩腐病、褐紋病

モ モ：灰星病、せん孔細菌病、黒星病

ウ メ：黒星病

カ キ：落葉病、炭そ病

ミカン：そうか病、黒点病

傾斜地の果樹園においては、集中的な降雨によって土壌浸食が発生しやすくなるので、敷草など被覆資材等を用いて土壌流亡を防止する。

排水溝、承水溝等のつまり等を点検し、雨水の速やかな排水に努める。

5 花 き

施設栽培での切花・鉢花、花壇用苗物等について、涼温・多湿条件により灰色かび病、うどんこ病等が多発しやすくなるので、換気と病害予防のための薬剤散布を行う。

鉢物では、扇風機等で室内の空気を攪拌し、発病を抑制する。花壇用苗物は、立枯病等も発生しやすくなるため、水を控えて軟弱徒長を防止すること。

露地切花については、定期的な薬剤散布を行うとともに、湿害による根腐れを防止するため、排水対策に努める。

6 茶

茶園を見回り、土壌浸食、崩壊に注意するとともに、排水に努める。

炭そ病、もち病の発生が予想されるので、農作物病虫害防除指導指針に基づき、防除する。

二番茶の摘採は、なるべく雨天を避けるようにする。

製造は、風量、熱風温度に注意する。やむを得ず雨芽を製造する場合は、蒸気圧をやや上げ、粗揉、中揉の風量を多めにし、工場の換気を十分に行う。

7 養 蚕

日照不足等により、充実不足となり、水分の多い桑となることに加え、多湿環境から蚕病が発生しやすくなるので、飼育する蚕座の乾燥と良質の桑の給桑に努め、以下の事項に留意する。

- (1) 良質桑とするため、「夕摘み」とし、貯桑を行うとともに、桑葉の萎ちょう防止に努める。
- (2) 降雨の連続で、蚕室、蚕座が多湿環境となり、蚕病が極めて発生しやすくなるので、蚕体蚕座消毒剤の規定量散布と蚕室内の通風・換気を良くし、養蚕用V Sや石灰を活用して、蚕座を乾燥状態に保つ。
- (3) 低温多湿気象では、クワシントメタマバエが発生しやすいので、適期防除に努める。

第9節 風水害対策

第1 農作物対策（夏季）

1 水 稲

- (1) 冠水稻は、速やかな排水に努め、葉先が水面に出よう排水に努めるとともに、退水後は、稲体に附着する泥土、雑草等を洗い落とす。
- (2) 冠水した稲は根が傷んでおり新根の発生を促すため新しい水に入れ換える。この場合、冠水稻は体内の水分を失いやすくなっているため、急激な田干しを避け、新しい水と入れ換える。
- (3) 海水又は塩分を含んだ水が流入したときは、速やかに淡水と入れ換え深水とする。特に田面を干かすことがないようにする。
- (4) 成熟期に達し倒伏した稲はできるだけ早く刈り取り、品質低下の防止に努める。
- (5) 穂（首、枝梗、節）いもち病、白葉枯病が誘発されるので予防防除を行う。
- (6) 倒伏稲に紋枯病、ウンカが発生しやすいため早期発見防除に努める。
- (7) よどみ冠水を受けた田では、退水後アワヨトウの発生に注意し若齢幼虫期に防除する。（発生時期7月上～中旬、8月上～中旬）
- (8) 穂肥の未施用田では、稲の状態（葉色、姿勢）に注意して施用する。

2 豆 類

- (1) 退水後直ちに畑を清掃し、浅く耕し、排水溝を整備し排水に努める。
- (2) 茎葉の病害防除のため、薬剤散布を行う。
- (3) 土壌が乾燥してきたら、中耕、培土を行い新根の発生を促すとともに、薄めた液肥（水10 l 当たり硫安100g）を施すか、尿素の葉面散布（水10 l 当たり30～50 g）により草勢の早期回復を図る。
- (4) 開花時に下葉から黄化現象が見られたら、窒素成分で1 k g 程度の追肥を行う。

3 茶 園

- (1) 減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。
- (2) 土砂が流入した場合は速やかに取り除く。根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。
- (3) 細土の流入により表土を覆った場合は空気の流通を図るため、乾燥後速やかに中耕を行う。
- (4) 茶樹が破損した場合傷口から種々の病原菌の侵入が予想されるので銅水和剤などで予防防除を行う。
- (5) 樹勢の回復を図るため10 a 当たり速効性肥料を窒素成分で8～10 k g 程度施用する。

4 野 菜

- (1) 被害程度や作物の種類によって異なるが栽培継続可能なものは次の措置をとる。
 - ア 速やかな排水に努め、退水後直ちに畑を清掃し、1～2 cm浅く耕し通気性を確保する（粘り込まない様に浅耕する）。
 - イ 泥水、跳ね水などで汚染された茎葉は速やかに噴霧器で水洗いする。
 - ウ 支柱等の復旧や一部果実の摘果等により草勢の早期回復を図る。
 - エ 希釈した追肥（水10 l 当たり硫安100 g）を施すか、尿素の葉面散布により草勢の早期回復を図るとともに新しい敷わら等を行う。
 - オ 茎葉、果実の軟腐病、疫病等の病害防除のため薬剤散布を行う。
- (2) 滞水に弱いものは、その状況により直ちに収穫処分するほか、被害甚大で回復の見込みのないものは適当な作物（ほうれんそう、こかぶ、菜類等）に作付転換する。

退水後は、土壌の乾燥を待つて石灰80～120kg（10 a 当たり）を畑全体に散布し、できるだけ深く荒起こしたい積有機物の分解を促すと同時に酸度を調整する。

5 花 き

- (1) 退水後、直ちにごみ及び葉の泥を除去し、倒伏しているものは起こすとともに、ほ場の完全排水を図り土壌の乾燥を促す。
- (2) 表土を軽く中耕して土壌の通気を促し、液肥（500 ～1,000 倍）を施用し草勢の回復を図る。
- (3) 水害後は、べと病、軟腐病、アブラムシ類等が急速にまん延すると予想されるため、薬剤散布する。
- (4) 回復見込みがない場合は、早急に他作物に転換する。
- (5) 採花直前の夏ギク、アスター等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がり等による品質の低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

6 果 樹

- (1) 退水後直ちに園の排水を図り土壌の乾燥を促す。
- (2) 泥水が園を覆った場合には退水後速やかに軽く中耕を行い土壌中の通気を図る。
- (3) 特に、次の病害の発生が予想されるので、地域の防除暦に基づいて、予防防除に努める。
ナ シ：黒斑病、黒星病、ブドウ：べと病、イチジク：疫病
ミカン：黒点病、カキ：炭そ病
- (4) 枝折れ、枝裂け、倒伏樹等の処理を行う。また、落葉の状況に応じて摘果、せん定する。

7 桑 （養蚕）

(1) 風 害

- ア 結束等の予防措置を行った桑は、強風が収まれば早急に解束する。
- イ 枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。
- ウ 被害桑の給与にあつては
- (ア) 風害の甚だしいものから早く使用する。
 - (イ) 風害桑は変質しやすいので大量にとり込むことを避け、貯桑も丁寧に行う。
 - (ウ) 萎ちょうが早いので、少量多回給与とし、蚕座を寒冷しゃで覆う。

(2) 水 害

- ア 桑園の漂着物は、退水後速やかに取り除き、停滞水は溝を設けて排水する。
- イ 土砂が流入した桑園は速やかに取り除く。
- ウ 泥土がたい積した桑園は消石灰を10 a 当たり70kg程度施すとともに、耕うんして土壌中の通気を図り、根の発育を促す。
- エ 表土が流出した桑園は客土、土寄せを行い、窒素肥料（10 a 当たり成分4 kg）の補給と有機物の投入を行う。
- オ 枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。
- カ 被害時に給与桑の確保が困難な場合は、飼育温度を落とし、冷暗所で保護しつつ、桑の確保に努める。
- キ 被害桑の給与に当たっては
- (ア) 泥桑は軽く水洗いして、良い桑と混合給与する。
 - (イ) 蚕児は、薄飼いとし、飼育環境の良化を図るとともに、桑不足を起こさないように注意する。

第2 農作物対策（秋季）

1 水 稲

- (1) できるだけ早く排水を図る。
- (2) 刈取期になっているもので冠水、倒伏したものは穂発芽等による品質低下を防ぐためできるだけ速やかに刈り取る。
- (3) 収穫までに日数を要するもので、茎が折れ倒伏している場合は、無理に引き起こすと更に被害を大きく

するおそれがあるため、穂を茎葉の上に乗せる。株際を調べ折損していないようであれば5～6株ずつゆるくくくって立て寄せてもよい

- (4) 倒伏した場合刈り取るか否かは次により判断する。

早生は出穂後 約30日

中生は 〃 約40日

晩生は 〃 約55日

- (5) 埋没した場合、稲の葉が1～2葉でも外に出ておれば、ある程度の収穫が期待できることから極力穂及び葉を地上に出すことが望ましい

- (6) 被害後はいもち病、白葉枯病及びウンカ等が発生しやすいため、早期発見に努め薬剤散布を速やかに行う。

2 豆 類

- (1) 収穫期になっているもので冠水、倒伏したものは、収量、品質の低下を防ぐため、できるだけ速やかに収穫する。

- (2) 速やかにほ場の排水を図る。

- (3) 病虫害防除を行う。

3 野 菜

- (1) 今後栽培見込みのあるものについては、

ア 速やかにほ場の排水を図る。

イ 表土を浅く耕し、薄めた追肥（水10 l 当たり硫安100 g）や尿素有の葉面散布により草勢の回復を図る。

ウ はくさい、キャベツなど泥水で汚染された葉は、速やかに軟腐病の防除を兼ねて銅水和剤を散布し洗い流す。

エ 茎葉、果実の病害防除を行う。

オ 株元に軽く土寄せを行い株の安定を図る。

- (2) 冠水、流出、埋没等により被害甚大で回復見込みのないものは、速やかに適当な他作物（ほうれんそう、みの早生だいこん、小かぶ、菜類などの短期野菜）に作付転換する。

- (3) かんしょは水害に最も弱いため速やかに収穫処分する。だいこん、ごぼう等も弱い作物であり、状況により、早期に収穫する。

4 花 き

- (1) 速やかにほ場の排水を図る。

- (2) 病虫害防除を行う。

- (3) 採花直前の秋ぎく、ダリア等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がりによる品質低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

5 茶 園

夏季の対策に準ずる。

6 桑（養蚕）

夏季の対策に準ずる。

第3 林業対策

1 風害対策

被害木の早期処分をはかり病虫害の発生を防止するとともに根ゆるみをした幼齢林木は根ぶみをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

2 水害対策

第2編第11章に準ずる。

第10節 農林水産施設等応急対策計画

第1 計画の方針

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

第2 農地、農業用施設

- 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を経由して速やかに報告することとする。

なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

- 2 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、すみやかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 3 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。
- 4 近畿農政局は、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付ける。

- (1) 機械の種類

排水機（エンジン付）

- (2) 貸付対象

災害の応急復旧を行うもの

- (3) 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地 （641-6391）

第3 林業用施設

- 1 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
- 2 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第4 畜産施設

- 1 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。
- 2 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はその恐れがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。
- 3 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

第5 漁業用施設

- 1 漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。
- 2 被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立入り禁止等の措置をとるとともに住民に広報し、安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づき応急復旧計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第6 治山施設

- 1 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係市町村、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- 2 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- 3 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第29章 労務供給計画

(商工労働観光部)

第1節 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

第2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

第3 労働者確保の方法

- 1 各災害応急対策実施機関は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、同本部はこれを取りまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。
また、労働者の確保の要請に際し、各災害応急対策実施機関は、労働条件等を提示するものとする。
- 2 対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。
- 3 確保した労働者は、各災害応急対策実施機関の指定する場所に待機させる。
商工労働観光部は、災害対策本部を通じてこの旨各災害応急対策実施機関へ連絡する。
- 4 各災害応急対策実施機関は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。
- 5 商工労働観光部は、平常時から労働者の確保の要請があり次第直ちに対応できる体制を確保する。

第4 費用の負担

- 1 労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。
- 2 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。

第30章 自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第3師団
陸上自衛隊第7普通科連隊
陸上自衛隊第4施設団
海上自衛隊舞鶴地方総監部
府危機管理部

第1節 計画の方針

自然災害その他の災害に際し府民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等について定める。

第2節 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣は災害の様相等から次の4つの派遣方法がある。

- 1 知事が天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認めた場合に、知事の要請に基づいて部隊等が派遣される場合
- 2 天災地変その他の災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときに部隊等が派遣される場合
- 3 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長、以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合

指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- 4 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に部隊等の長の判断に基づき部隊等が派遣される場合

第3節 災害派遣担当区

第1 第7普通科連隊長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村を除く京都府

第2 第4施設団長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

第4節 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は主として人命・財産の救援のため各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、以下に示す業務を実施する。

第1 災害発生前の活動

1 偵察班及び連絡班の派遣

(1) 偵察班

第7普通科連隊長及び第4施設団長は平常時から府内の災害派遣のための情報を収集し、特に災害発生产想直前における情報収集を重視し、災害発生产想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させるとともに、地方機関との協力を密にして有効な情報を収集する。

(2) 連絡班

ア 災害の発生のおそれのある状況の悪化にともない、知事の要請又は第7普通科連隊長及び第4施設団長の判断に基づき府災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の交換及び部隊配置等に関する連絡調整を行う。

イ 府庁における通信連絡の責任は、第7普通科連隊長とする。

第2 出動準備態勢への移行

1 駐屯地の態勢

災害の発生が予想される場合は駐屯地に「指揮所」を開設して災害派遣の部隊運用に備える。

2 部隊の態勢

情報収集を強化するとともに部隊の編成、資機材の準備及び派遣部隊の管理支援態勢等初動体制を整える。

第3 海・空自衛隊との連絡調整

海・空自衛隊とは上級司令部との連絡調整を密にし適切な共同行動ができるよう準備する。

第4 災害発生後の活動

1 被害状況の把握

(1) 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生产域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生产域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

(2) 知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認められたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

5 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

市町村長又は市町村長の職権を行う市町村の吏員及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

この場合において措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長又は警察署長に通知しなければならない。

- 1 災害対策基本法第63条第3項の規定による「警戒区域の設定等」
- 2 災害対策基本法第64条第8項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」
- 3 災害対策基本法第65条第3項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」
- 4 災害対策基本法第76条の3第3項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」
- 5 警察官職務執行法第4条の規定による「避難等」
- 6 警察官職務執行法第6条第1項の規定による「立入り」
- 7 損壊道路を応急的に補修できる。（道路法第24条）

第5節 災害派遣要請手続

災害時における自衛隊の派遣は、知事から部隊の派遣を要請されることを原則とする。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、次の場合にその必要性を判断し、必要があれば、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
 - (1) 府内市町村長から派遣要請の要求があった場合
 - (2) 指定地方行政機関及び指定公共機関からの派遣要請の要求があった場合
 - (3) 知事が自らの判断で派遣を要請する場合
- 2 知事は事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

- 1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。
市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 市町村長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。
この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第3 派遣の要請

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第4 災害派遣要請等のあて先

- 1 知事が要請する場合（第1の場合）

- (1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

第7普通科連隊 第3科

所在地 福知山市字天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(22)4141 (内線235) Fax0773(22)4141 (内線299)	0773(22)4141 (内線302) Fax0773(22)4141 (内線299)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100

- (2) 陸上自衛隊第4施設団長

第4施設団 第3科

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内 線 236) Fax0774(44)0001(内線231、240)	0774(44)0001 (内 線 223) Fax0774(44)0001((内線231、240)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上8-757-8109 FAX 8-757-8100	衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上8-757-8101 FAX 8-757-8100

2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合）

市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所在地 福知山市字天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(22)4141 (内線235) Fax0773(22)4141(内線299)	0773(22)4141 (内線302) Fax0773(22)4141(内線299)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100

(2) 陸上自衛隊第4施設団長

所 在 地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内 線 236) Fax0774(44)0001(内線231、240)	0774(44)0001 (内 線 223) Fax0774(44)0001(内線231、240)
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上8-757-8109 FAX 8-757-8100	衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上8-757-8101 FAX 8-757-8100

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

所 在 地 舞鶴市字余部下1190番地

電 話 番 号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(62)2250 (内線2548) Fax0773(64)3609	0773(62)2250 (内線2222又は2223) Fax0773(64)3609
衛星通信系防災 情 報 シ ス テ ム	衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100	衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100

第5 自衛隊との連絡

1 情報の交換

府危機管理部災害対策課は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は各種情報を的確には握し絶えず自衛隊と情報の交換をするものとする。

2 連絡所の設置

府危機管理部災害対策課は自衛隊災害派遣業務を調整しまた迅速化を図るため通常府庁内に自衛隊連絡班の連絡所を設置するものとする。

3 指揮所の開設

災害派遣部隊の指揮を効率的に行うため自衛隊と府危機管理部災害対策課の調整により自衛隊の指揮機関又はその一部をもって府災害対策本部又は被災現地に指揮所を開設する。

第6 派遣部隊の誘導

1 府危機管理部災害対策課は自衛隊に災害派遣の要請をした場合は要請依頼関係機関にその旨連絡するとともに派遣部隊を被災地へ誘導の処置をとるものとする。

2 被災現地の派遣部隊及び市町村その他関係機関との連絡調整は所轄府広域振興局長（災害対策支部長）が行うものとする。

第7 災害派遣部隊の受入れ体制

1 災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整

知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。

2 被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知

知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。

3 他機関との競合重複の排除

知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

4 作業計画及び資材等の準備

各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。

5 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- (2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議のとなつたもの

第8 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し自衛隊に対し文書をもって撤収の要請を行うものとする。

第6節 ヘリポートの位置等

第1 発着予定地

ヘリコプターの発着予定地については、別に定める。

第2 発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

1 ヘリコプター発着基準及び標示要領

「ヘリコプター発着基準及び標示要領」に示す。

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

	a	b	c	d
1	機 種 同時発着機数	中 型 機 (UH-1J)	中 型 機(UH-60JA等)	大 型 機 (CH-47)
2	4 機	50m×150m	70m×200m	300m×300m

注 災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- (1) 関係者以外の立入を制限する。
- (2) 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢にはいったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）
- (3) 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）
- (4) 吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）
（吹流しの基準：長さ2 m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）
- (5) ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさに石灰等で標示）
- (6) ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- (7) 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。
※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

4 患者空輸調整にあたっての留意事項

- (1) 患者の状況
 - ア 氏名・生年月日（年令）・住所・血液型
 - イ 患者の病状（経過）
 - ウ 空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）
 - エ 空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況
- (2) ヘリポート位置及びヘリポートから病院までの輸送の調整
- (3) 現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）
- (4) 医師、看護師及び付き添い等の状況
 - 氏名・生年月日（年令）・住所・血液型

5 空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であ

るとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 事前の準備

ア 府の要請により消火薬剤を使用する場合、薬剤の準備は、府側が実施する。

イ 空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。

(2) 空中消火基地選定上の条件

ア 付近に水源又は代替水源を確保できる場所

イ 病院、授業中の学校の近傍を避ける。

ウ 道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。

エ ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。

オ 要求すれば電話が設置できる。

ヘリコプター発着基準及び標示要領

条件 区分		標 準	応急（標準の着陸帯が確保できない昼間の場合）
発 着 場 基 準	中型機 (UH-1J)		
	中型機 (UH-60JA等)		
	大型機 (CH-47)		
標示要領		注：緊急時は石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに 知らせる処置をする。	

第7節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における自衛隊の災害派遣要請にあたっては、次の事項を具体的に定めるものとする。

第1 知事に災害派遣の要請を求める方法等

第2 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 受入れ準備の確定

- (1) 宿泊所等の準備
- (2) 連絡職員の指名
- (3) 作業計画の樹立
- (4) 部隊集結位置の確保
- (5) ヘリポート、駐車場等の確保
- (6) N T T回線の利用（使用可能時）

2 派遣部隊到着の措置

- (1) 派遣部隊との作業計画等の協議
- (2) 京都府知事への報告

第3 派遣部隊の撤収要請

第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画

府知事直轄組織
府 総 務 部
府 危 機 管 理 部

第1節 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっ旋について定める。

第2節 応援要請等

第1 国に対する応援要請

- 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
 - (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
 - 3 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関す

る協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。

- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第4 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第3節 府職員の応援

第1 府職員の派遣についての協力

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員の派遣の要請又はあつ旋要求があつたときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

第2 京都府職員災害応援隊の派遣

1 概要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるため、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。

2 応援の実施

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があつた場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村又は他府県等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第32章 義援金品受付配分計画

〔府健康福祉部〕
〔日本赤十字社京都府支部〕

第1節 計画の方針

災害発生時において、府民及び他府県民等から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図り、配分円滑化について定める。

第2節 計画の内容

第1 義援金

1 義援金募集・配分委員会

府内に災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

2 受付機関

- (1) 日本赤十字社京都府支部、同各地区（京都市文化市民局及び各区役所、京都市を除く各市役所、広域振興局）及び同各分区（町村役場）
- (2) 京都府共同募金会及び同各地区支会（京都市各区役所、広域振興局）
- (3) 京都府本庁
- (4) 京都府の各府税事務所及び自動車税管理事務所
ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。
他府県における災害の場合も上記に準じる。

3 受付・保管要領

- (1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。
- (2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。
- (3) 受付機関は、義援金を適正に保管するとともに、収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- (4) 各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集・配分委員会に送金する。
- (5) 他府県における災害の場合、各受付機関は日本赤十字社京都府支部を通じ、被災府県の受入れ機関あてに送金する。

4 配 分

- (1) 義援金募集・配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。
- (2) 義援金募集・配分委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。
- (3) 配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

第2 義援物資

1 受付機関

- (1) 京都府本庁
- (2) 京都府の各広域振興局、各府税事務所及び自動車税管理事務所

(3) 各市区町村役場

ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。

他府県における災害の場合も上記に準じる。

2 受付・保管要領

(1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。

(2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

府は、広報に当たって被災市町村のニーズを的確に把握し、その情報を迅速に提供することにより義援物資受入れの調整に努める。

(3) 義援物資は、寄贈に当たり特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。

(4) 義援物資で腐敗変質する恐れのあるものは、受付けない。

(5) 受付機関は、義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録する。

3 配 分

(1) 京都府は、被災地の状況を把握し、義援物資の配分を調整する。

(2) 府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の地域内輸送拠点に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域物資輸送拠点に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。

(3) 他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域物資輸送拠点に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第3 市町村で定める事項

被災者に寄贈される義援金品の受付、保管及び配分について、各市町村においてその取扱いの方法を定める。

第3章 社会福祉施設応急対策計画

(府健康福祉部)

第1節 計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

- 1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。
- 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用にも努めるものとする。

第4 防災関係機関との連携

施設長は、市町村等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう非常災害支援協定を締結する。

第3節 施設の復旧

第1 府営の施設

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

第2 市町村営の施設

被害状況の報告を待って市町村が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第3 私营の施設

被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第4 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は措置の実施者及び支給決定権者との緊密な連携を図るものとする。

第5 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第6 補助金及び融資

1 補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

公益財団法人 J K A 臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金

2 融 資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第34章 京都府災害支援対策本部運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生した場合、被災者の救援等災害支援対策を実施するための支援活動体制について定める。

第2節 災害支援警戒体制

第1 京都府災害支援警戒本部

- 1 災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、総合政策環境部長、健康福祉部長及び防災監が協議し、決定する。(本部長……知事)
ただし、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」締結府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合においては、本文の規定にかかわらず設置する。
- 2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「震災対策計画編第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備に準ずる。
- 3 災害支援警戒本部の業務は、次のとおりとする。
 - ・ 本部長の指示事項の伝達
 - ・ 被害状況の調査及び収集
 - ・ 食料、物資等の提供
 - ・ 情報収集、災害応急活動要員としての職員派遣
 - ・ その他特に被災地から要請のあった事項

第3節 災害支援対策本部体制

第1 災害支援対策本部の設置及び閉鎖

知事は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合において、必要と認めたときは、知事を本部長、副知事を副本部長、危機管理監、京都府部制設置条例（平成7年京都府条例第3号）に定める各部の長、京都府教育委員会教育長並びに京都府警察本部長を本部員とした京都府災害支援対策本部を設置し、第3に掲げる事務分掌に基づき、それぞれの担当課が事務処理するものとし、支援対策がおおむね完了したと認めたときは、対策本部を閉鎖するものとする。

第2 災害支援対策本部の組織

災害支援対策本部の組織を「京都府災害支援対策本部組織」に示す。

第3 災害支援対策本部の事務分掌

災害支援対策本部の事務分掌を「京都府災害支援対策本部事務分掌」に示す。

第4 災害支援対策本部の動員

災害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部（局・室）長、教育長及び警察本部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

なお、京都市内地方機関の職員の動員については、必要に応じて職員総務課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。

第5 災害支援対策支部の活動

1 災害支援対策支部の設置及び閉鎖

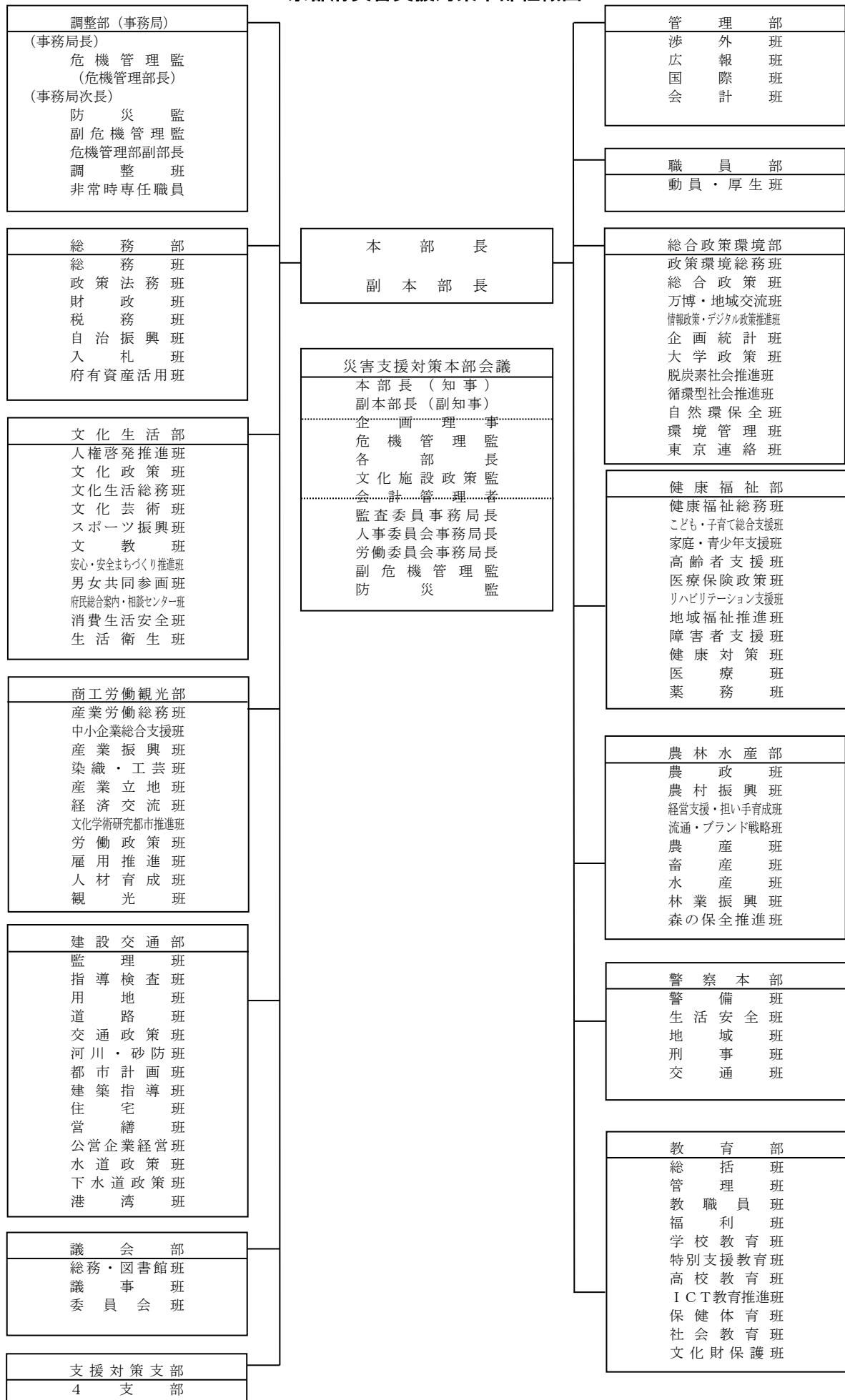
災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。

2 災害支援対策支部の組織、事務分掌

災害支援対策支部の組織及び事務分掌は、各地域の実情に応じて、災害支援対策支部長があらかじめ定めるものとする。

その他災害支援対策支部の活動に必要な事項は、災害支援対策支部活動計画により別に定める。

京都府災害支援対策本部組織図



京 都 府 災 害 支 援 対 策 本 部 事 務 分 掌

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
知事直轄組織	秘 書 課	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 知事等の派遣、激励に関する事。 3 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	広 報 課	1 広報活動に関する事。 2 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。
	国 際 課	1 外国人被災者支援活動への対応に関する事
	連絡調整チーム	1 知事会との連絡調整に関する事。
	職 員 総 務 課 人 事 課 総務事務センター	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、庁内応援体制の調整に関する事。 4 派遣要員等の健康管理に関する事。
会 計 管 理 者	会 計 課	1 他部局との連絡調整に関する事。 2 災害支援関係費支出の審査及び支払いに関する事。
危 機 管 理 部	危機管理総務課 災 害 対 策 課 原 子 力 防 災 課 消 防 保 安 課	1 災害支援対策本部内の連絡調整及び総括に関する事。 2 国、他機関との連絡調整に関する事。 3 被災自治体との連絡調整に関する事。 4 自衛隊との連絡調整に関する事。 5 消防職員、消防団員派遣の連絡調整に関する事。 6 府施設等への被災者受入の総括に関する事。 7 義援品の受付・搬送に関する事。
総 務 部	総 務 調 整 課	1 部内他課との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	政 策 法 務 課	1 部内他課の応援に関する事。
	財 政 課	1 災害支援関係予算に関する事。
	税 務 課	1 京都市内の義援金品の受付に関する事。 2 被災納税者への減免措置に関する事。
	自 治 振 興 課	1 市町村派遣職員の調整に関する事。 2 支援市町村行財政政の調査助言に関する事。
	入 札 課	1 京都府支援物資の調達及び搬送に関する事。
	府有資産活用課	1 部内他課の応援に関する事
総合政策環境部	政策環境総務課 地 域 政 策 室	1 関係各部、部内他課及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関する事。
	総 合 政 策 室	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 政府等に対する要望に関する事。
	万博・地域交流課	1 部内他課の応援に関する事
	情 報 政 策 課 デジタル政策推進課	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する事。 2 各種情報システムの機能確保に関する事。
	企 画 統 計 課	1 部内他課の応援に関する事。
	大 学 政 策 課	1 府大学との連絡調整に関する事。
	脱炭素社会推進課	1 部内他課の応援に関する事。
	循環型社会推進課	1 災害廃棄物処理の連絡調整に関する事。
	自然環境保全課	1 丹後海と星の見える丘公園への被災者受入れに関する事。
	環 境 管 理 課	1 被災に伴う環境への影響把握の支援対策に関する事。
	東 京 事 務 所	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関する事。 2 中央の情報収集及び連絡に関する事。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
文化 生活 部	人権啓発推進室	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	文化政策室	1 文化施設等への支援に関すること。
	文化 生活 総務課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係施設等への被災者受入れの連絡調整に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	文化芸術課	1 部内他課の応援に関すること。
	スポーツ振興課	1 部内他課の応援に関すること。
	文教課	1 私学への被災者の受入れ等に関すること。
	安心・安全まちづくり推進課	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	男女共同参画課	1 女性関係施設等への被災者受入れに関すること。
	府民総合案内・相談センター	1 府民からの被災地等に係る照会、質問及び要請の処理に関すること。
	消費生活安全センター	1 救援物資(生活必需品)の斡旋に関すること。 2 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関すること。
	生活衛生課	1 遺体の火葬への協力に関すること。 2 食品衛生監視員の派遣に関すること。
健康福祉部	健康福祉総務課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関すること。 4 DHEATの派遣に関すること。
	こども・子育て総合支援室	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	家庭・青少年支援課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 3 青少年施設等への被災者受入れに関すること。
	高齢者支援課	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	医療保険政策課	1 部内他課の応援に関すること。
	リハビリテーション支援センター	1 生活不活発病の予防等リハビリテーション支援に関すること。
	地域福祉推進課	1 義援金の受付・搬送に関すること。 2 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 5 京都府災害ボランティアセンターに関すること。
	障害者支援課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 精神科医の派遣に関すること。
	健康対策課	1 保健師・栄養士の派遣に関すること。 2 防疫用危機等の提供に関すること。
	医療課	1 医療支援団の派遣に関すること。 2 医療機器等の提供に関すること。
	薬務課	1 医薬品、医療機器等の提供に関すること。 2 防疫用薬品の提供に関すること。 3 薬剤師の派遣に関すること。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
商工労働観光部	産業労働総務課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	中小企業総合支援課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	産業振興課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	染織・工芸課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	産業立地課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	経済交流課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
	文化学術研究都市推進課	1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関する事。
	労働政策室	1 勤労者福祉施設等への被災者受入れに関する事。
	雇用推進課	1 労働関係機関との連絡調整に関する事。
	人材育成課	1 高等技術専門校への生徒受入れに関する事。
	観光室	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関する事。
農林水産部	農政課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	農村振興課	1 農林水産被害箇所への調査要員の派遣に関する事。
	経営支援・担い手育成課	1 部内他課の応援に関する事。
	流通・ブランド戦略課	1 部内他課の応援に関する事。
	農産課	1 米穀の確保及び生鮮食料品等の提供に関する事。
	畜産課	1 畜産関係被害箇所への防疫対策の支援に関する事。
	水産課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。
	林業振興課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。 2 住宅復旧用木材のあっせんに関する事。
	森の保全推進課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。
建設交通部	監理課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関する事。
	指導検査課	1 建設業協会等への支援体制確立協力要請に関する事。
	用地課	1 応急仮設住宅建設のための公有地に係る情報提供に関する事。
	道路計画課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	道路建設課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	道路管理課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	交通政策課	1 支援に係る交通状況の把握、緊急輸送車両の支援活動に関する事。
	河川課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事。
	砂防課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事。
	都市計画課	1 復興に係る都市計画作成のための要員の派遣に関する事。 2 都市公園災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
	建築指導課	1 地震被災建築物応急危険度判定の総括に関する事。 2 被災宅地危険度判定士の派遣に関する事。
	住宅課	1 府営住宅への被災者受入れに関する事。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事。 3 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事。
	営繕課	1 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事。 3 公共建築物の復旧計画作成員の派遣に関する事。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
建設交通部	公営企業経営課	1 応急給水の実施に関する事。 2 災害支援関係予算に関する事。
	水道政策課	1 職員の派遣に関する事。 2 水道施設復旧用資機材の提供等に関する事。
	下水道政策課	1 下水道施設等調査員の派遣に関する事。
	港湾局	1 港湾災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
教育庁	総務企画課	1 他部局及び教育庁内他課との連絡調整に関する事。 2 教育庁関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 教育庁に係る広報に関する事。
	管理課	1 緊急避難施設(学校)点検要員の派遣に関する事。
	教職員企画課 教職員人事課	1 教員等の派遣に関する事。
	福利課	1 公立学校共済組合宿泊施設への被災者受入れに関する事。
	学校教育課	1 小学校、中学校及び義務教育学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 小学校、中学校及び義務教育学校教員等の派遣に関する事。
	特別支援教育課	1 特別支援学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 特別支援学校教員等の派遣に関する事。
	高校改革推進室 高校教育課	1 府立学校の入学料、授業料の減免に関する事。 2 生徒の転入学受入れに関する事。 3 教員等の派遣に関する事。
	ICT教育推進課	1 庁内他課の応援に関する事。
	保健体育課	1 庁内他課の応援に関する事。
	社会教育課	1 図書館活動支援に関する事。 2 社会教育施設への被災者受入れに関する事。
	文化財保護課	1 文化財被害調査要員の派遣に関する事。
	警察本部	1 救出救助活動及び被災地域の安全活動の支援に関する事。 2 検視及び行方不明者の調査等の支援に関する事。 3 緊急通行車両の先導と被災地域に対する交通総量の抑制に関する事。 4 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。 (以下警備第一課のみ) 5 他部局及び警察本部内他課との連絡調整に関する事。
議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関する事。
	議事課	1 議員との連絡調整に関する事。
	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関する事。

第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、府及び市町村がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

- 2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
- 3 災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。

第3 高齢者に係る対策

- 1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市町村は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

- 4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 5 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4 障害者に係る対策

- 1 市町村は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 市町村は、府との連携のもとに、管内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害（者）福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

- 5 障害者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 6 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児等に係る対策

- 1 市町村は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。

児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

市町村は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

- 3 府及び京都市は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

第6 妊婦に係る対策

- 1 市町村は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- 3 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。
- 4 助産を実施する場合は、第3編第14章の医療助産計画により対策を講じる。

第7 外国人に係る対策

- 1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語ややさしい日本語による情報提供に努める。

また、大規模災害発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づき、府及び公益財団法人京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

- 2 市町村は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第36章 環境保全に関する計画

第1節 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第1 府の施策

府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。（「環境影響の応急及び拡大防止措置」参照）

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 環境モニタリングを実施する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、市町村と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、市町村と連携し、指導する。
- 6 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、市町村と連携し、被災工場等へ指導する。
- 7 市町村と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理・処分の実施を指導する。
- 8 市町村と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

第2 市町村の施策

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

環境影響の応急及び拡大防止措置

事 項	関係工場等	関係機関	京 都 府	市 町 村	住 民 >
1 関係防災機関相互の通報	被災工場等 事 態 発 生	通 報	通 報		
2 環境モニタリングの実施			環境モニタリング実施の検討・実施		
3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導			周知及び避難誘導の検討	依 頼 指示	指 示 通知・避難誘導 避 難
4 立ち入り禁止区域の設定及び交通規制		警察署	要 請 指 示	立入禁止区域の設定・交通規制要請の検討	指 示 立入禁止
5 被災工場等への環境汚染防止の指導	被災工場等 環境汚染防止措置	交通規制の実施	指 導	環境汚染防止指導の検討	
6 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理	被災工場等 除去又は処理		指 導	漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理の指示の検討	
7 廃棄物処理工場への処理処分の指導	廃棄物処理工場 処 理 処 分		指 導	処理処分の指導の検討	
8 建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導	建築物解体撤去業者 環境保全対策		指 導	環境保全対策指導の検討	
9 移流・拡散する場合の関係地域への通報		関係府県・関係機関 対 応	通 報	移流・拡散のおそれの確認	
10 河川流入の場合における下流地域への通報		下流府県・関係機関 対 応	通 報	河川流入の確認	

第37章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、府及び市町村は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入に当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第2節 専門ボランティアの受入れ

第1 京都府災害対策本部の要請等

- 1 災害発生時に、京都府災害対策本部が京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動を必要と判断したときは、当該団体に応援を要請する。
- 2 応援の要請に当たっては、各協定に基づき、活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。
- 3 災害対策本部は、応援要請後も継続して被災地の状況を把握し、応援活動の必要な分野、人員等を検討の上、引き続き当該団体と調整を図る。
- 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第2 登録実施主体の行う受入体制

要請を受けた登録実施主体は、登録検索、登録者との連絡及び希望者の受入れについての調整を行うこととし、その結果を災害対策本部に報告する。

第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

- 1 災害対策本部等は、新たな災害時等応援協定の申し入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。
- 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 組織

1 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

2 市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）

被災地の市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。

3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、京都府災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。

第2 機能、事業

1 ボランティアコーディネーター等の派遣

京都府災害ボランティアセンターは、初動支援チーム(先遣隊)を派遣するとともに、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

2 受付及びコーディネート

- (1) ボランティア活動希望（団体）者の受付・登録については、市町村センター等が行う。
- (2) 市町村センター等に配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

3 情報収集・情報提供

- (1) 市町村センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。
- (2) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。
- (3) 市町村センター等は、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。
- (4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供するものとする。

4 活動資材等の調整・提供

- (1) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第3 一般ボランティアに対する支援

市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第38章 文化財等の応急対策

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

第1 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第2 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第39章 応援受援計画

第1節 応援計画

第1 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけるとともに、災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）を行うこととする。

また、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 災害時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に緊急派遣チームを派遣する。

3 応援の実施

(1) 体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、応援受援調整支援システムの活用等により被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の京都府内への受け入れ

エ 府民のボランティア活動の促進

4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第2節 受援計画

第1 計画の方針

京都府内での災害時に、京都府が応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び応急対策職員派遣制度（総務省）の整備を行うこととする。

また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受け、被災市町村の災害対応を支援するため、受援の総合調整等を行う応援・受援本部を設置し、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア 救命救助・消火部隊受入

イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入

ウ 救援物資受入

エ 他府県等応援要員受入

オ 避難所運営支援の受入

カ 広域避難

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

第3 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第40章 社会秩序の維持に関する計画

〔 府 警 察 本 部 〕
〔 第八管区海上保安本部 〕
〔 各 機 関 〕

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 府及び市町村の活動

府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第3 警察の活動

- 1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。